

も、ほかがまたそういった不均衡があるわけでございますから、現在においてはこれをどうこうということはむずかしいのじゃないか、こういうことでございます。

○徳永正利君 それではお尋ねします、殉職年金の、戦時災害によって、敵の爆撃を受けて死んだ、そういう工員の方々が陸軍では何人くらい適用されておる、あるいは海軍では何人くらい適用されておる、その数字がわかりましたらお答え願います。

○説明員(岩尾一君) 本件は給与課の所管でございますので、今ちょっとほかの委員会に出ておりますので、後刻数字を持って参ります。

○徳永正利君 先ほど非常にむずかしいというお話でしたが、私は大してそむずかしい問題ではないのじゃないかと思うのです。

で、共済組合法というのは、これは一本の法律なんです、海軍旧令共済組合あるいは陸軍旧令共済組合というふうに別々になっておるものですか、どうですか。

○説明員(岩尾一君) 別々の法律でございますまして、それを措置法でそのまゝ引き継ぐというふうになっておるわけでございます。

○徳永正利君 大蔵省でそれを引き継がれて、大蔵省で引き継ぎになったのですから、それが同じような条件のもとに、同じような私は仕事をしておったと思う。陸軍の工廠といったって、海軍工廠といったって、船を作るところ、鉄砲作るところぐらゐ違っておったでしょうが、労働条件なりあるいはいろいろなのは全然同じだと思ふのです。それがどうして均衡がとれないの

か。あなたがさっきいろいろお話しになったけれども、私にはどうしても納得できません。いろいろな陸軍と海軍の違うところがある、あるいは共済組合だから、金を集めて給付するという関係もあって、なかなか簡単に、そういうふうにお前の言うようにいかぬとおっしゃいますけれども、当時集めた金でまかなうたってそんなことはできないでしょう。いくさが終わって、いくさの処理ですから、どうしてもどっから金を持ってきてその穴埋めをしなければならぬ。それは決意一つでできるのじゃないか。理屈の上から考へて、たとえばあなたはこれはおかしいと思われませんか、それともこういうふうな差のあるのがもっともだというふうにお考えなのか、その点を一つお伺いいたします。

○説明員(岩尾一君) 陸軍、海軍それぞれ共済組合を持っておりますが、持っております場合には、現状でもさうでございますように、各共済組合において財源計算をやりまして、その財源の範囲内で給付を考へるし、あるいは保険料も考へるということになっております。従いまして、両組合法の中におきまして、できるだけその給付内容というものが同じであることが望ましいと思ひますけれども、若干の差異はさういふ財源上からも出てくるのではないかと思ひます。従いまして、現在のいろいろな差異というのはさういう意味でもやむを得ないものではないか、当時はさうだと思ひます。

これをそのまゝ大蔵省で引き継いだ措置法の建前からいいますと、その権利義務の中をさらに現在において別途の観点から新しい権利義務を付与すると

いうことはむずかしいので、もし先生のおっしゃるやうにさういふ措置をやるとすれば、これはたとえば現在の戦傷病者戦没者遺族等援護法のような法律でさういふものに及んでいく。別途の社会保障の財源からこれを措置をするというならあるいはできるかもしれないが、現在の旧令共済自体をいじることによってその不均衡を調整しようというのにはむずかしい、こういうふうに思ひます。

○徳永正利君 それはむずかしいと言われまうが、これは技術的にむずかしいということですか、思想的にむずかしいということですか、どちらですか。

○説明員(岩尾一君) 実際に今申しました陸軍の軍属の方と海軍の軍属の方に就いて取り扱ひを一つにすべきだという議論、それに対してどう考へるかということは別に、現在の旧令共済を改正して、さういふ不均衡を是正してどうかという点について、思想的にも技術的にも非常にむずかしいのじゃないか、こういうふうにお考へております。

○徳永正利君 非常にむずかしいとおっしゃいますから、私にはそのむずかしさというものがどうも納得できないんですが、しかし、さういふ問題が、いくさが終わって十六年、今日置いておかれていいものかどうかということは、私非常に疑問だと思ふのです。これはもう少し前向きに一つ検討をされまして、衆議院の委員会でもさういふような質問が出て、同じような答弁をしておられることも私は承知しております。しかし、もう大した人間じゃないと思ふのです。大した人数で

はございせん。で、まあ私もさういふことになるさう予算のことが頭にもちらちら浮かぶんですが、金にしてこんなことはむずかかなのだと思ふのです。しかもそれがために非常な不平を持っておる人がいる。自分の方は徴用工で海軍の工廠にいられたが、自分の方は陸軍の工廠に行つておつた、これがためにこんな差がつくというところは、今ごろの今生きておる者に説明したって納得しないんです。また、納得できないんです。この辺を一つよくお考へになつて、もう少し前向きの姿勢で検討をしていただきたい、かように考へるわけでありまして、もう主計官とここでいろいろやりまして、これ以上の答えは出ぬと思ひますから、ちょっとこの点をお願いしておきまして、私あなたに対する質問は終わります。

続いて、援護法関係について、厚生当局にお伺いいたしますが、今までの援護法の歴史を見ますと、島中局長は援護法をお作りになったんですから私がよけいなことを申すまでもなく御存じでございますが、援護法による遺族年金とそれから恩給法による兵の公務扶助料というものは常に均衡をとつてきておる。均衡と申しますか、同じ足並みをそろえてきておつたわけなんです。ある時期には、援護法の遺族年金の方の給付額が多かつたときもありました。ところが、現在では恩給法の公務扶助料の額が五万三千二百円、援護法の開きが出てきているわけですが、これは財政的な面からさういふ格好になつたというふうには私は承知しているのです。さういふふうに理解して

いる。ところが、いろいろお話を今からお伺いしようと思ひますが、厚生省ではこれに理屈をつけておられるだらうと思ひます。で、その理屈は、もう大体の見当はついておるわけですが、さうでなくって、これを何とか同じ給付額にしようという努力を今後してもいい、それともさういふ努力はする必要はないのだ、さういふ理屈の上で立つてこの額でいいというふうにお考へになるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(島中順一君) ただいまお説のように、恩給法と遺族援護法におきましては、遺族年金の金額が公務扶助料と違つておるのでございまして、その理由は先ほどお話がございましたが、単に予算的な問題だけではないのでございまして、問題はさういふ方を対象にしておるかということによって支給する金額が違つてくるかと考へられます。そこで、恩給につきましては階級別にいろいろございまして、援護法におきましては、その対象が当初立法されたときは、大部分の軍人を含んで――大部分でなくしてべて軍人を包含しましたが、その後二十八年に恩給法が復活いたしましたので、現在では援護法の対象というのは軍属――軍属といひましても援護法上の軍属、つまり陸海軍の雇員、傭員、さういふ者とか、あるいはまあさういふ軍属もございまして、対象が軍人が少なくなつて、大半が軍属であるといふことから、当初の遺族年金の金額を大体改訂しますにあたりまして、今日の五万一千円というのは三十五年の七月から実施されておりますが、その場合いろいろ金額を検討したわけござい

います。そこで、恩給法によるところの公務扶助料の、兵の公務扶助料が五万三千二百円でございしますが、この兵と同等の俸給をとってある軍属を文官の公務扶助料並みに直してみますと四万三千九百八十円ということになるわけでございます。そこで対象は軍属が多いのでございするかと、このことになりまして、その場合、五万三千二百円と四万三千九百八十円の中間よりは上の方をとりまして五万一千円というところになりました。従いまして、やっぱり対象がだれであるかということによってその支給額をきめていくのが至当ではないかと考えますが、なお今後、またいずれ改訂になる時期が参りましたら御趣旨の点も十分検討いたしたいと思ひます。

○徳永正利君 私、人間の命を金に換算するということは、これはだれがやったらできっこないと思ひます。まあそういう、軍属だからと、しかも軍属が多いからと、この中には軍人もおることは援護局長もよく御存じの通りです。軍属だからこれなんだと、こちらは軍人なんだから少し額が多いのだというとはどうも私には納得ができません。で、今お話をしように——これはあとからつけられたと思うのですが、三十何年でしたか、改正になったときに三百億というつかみ金でそれを割り振った、そういう結果こういうものが出てきておると思ひます。今援護局長のおっしゃったのは、あとからおつけになった私は理屈であると、それでなければ、今まで援護法は、遺族年金の方が多い時期もあったのですよ、同じ時期もあった、

常にまちまちなんです。だから思想の一貫性がないわけなんです。だから今度こういう問題は軍属だから少ないのだ、対象者が軍属だから金額が少いというふうなお考えは一つ撤回され、少なくとも同じようにいくさで働いた人は、軍人だろうと軍属だろうと私は同じであるべきだというふうに考えるわけでございます。

それから次の点は、内地などで戦争に関する勤務、まあ当時はいろいろな仕事があったわけですが、このときに負傷したり病気に罹った軍人、あるいは戦地で、戦争に関する勤務に服しておいた軍属等が傷病を受けて、それが原因でなくなったと、これはまあ特別慰金というものが五万円出しておるわけでございますが、この人たちが内地に帰ってくる、帰ってきてから一年以内に亡くなるなければ遺族年金なり、あるいは扶助料というものをを出さない、しかし、精神病や結核は三年以内に亡くなった人に出すというところになっておるわけなんです。これはまあいろいろな他の法律と均衡をとられようとした点はわかるわけでございます。ますますけれども、長い間、十年もいくさに行つて、そして病気になつたり、あるいはまた、戦争でけがをして帰ってきた、病気になるまで帰ってきた、それを一年、三年で画一的に切っていくと、手当がよかつたために……、一年を一月過ぎてももうだめだというふうなことはどうも私は納得できないのです。この点を、少なくとも青天井に野放しにせいで、いうことはあるいは問題があるかも知れませんが、しかし、一年、三年という年限を、そういうふうな切り方を

するというのは納得できない。この点について厚生省ではどういうふうにお考えになっておるか。

○政府委員(島中順一君) ただいま御質問の点は、特別の弔慰金いわゆる特別の扶助料、あるいは遺族給付金につきまして、軍隊を去りましてから一年、あるいは結核においては三年以内に死亡しなければこれらの適用にならない。その年限を延ばしたらどうかというふうな御質問かと考えますが、これは実は特別法という言葉が示しておりますように特別でございまして、当初恩給法におきまして、あるいは恩給法にかかりまして二十七年に生まれました援護法におきまして、こういう公務と死亡の関係、そこに相当因果関係がなければならなかつたわけでございますが、そういう公務に基づくものについて傷病を負つて死亡した場合、これはどこまでも、除隊してからも何年先になくならぬにしても、それは公務との因果関係がはつきりしておりますれば年金を差し上げるということに立法されておつたわけでございます。しかしながら、大東亜戦争になりますと、内地勤務の軍隊生活というものが相当にきびしくなりまして、また、そこに召集される方々もからだの弱い方も行かれるというふうな面から、必ずしも公務とすることでもなくとも、軍隊の勤務に連して疾病を受けたというときには、特別に特別扶助料といたしまして、あるいは特別弔慰金といたしまして、大東亜戦争後になつた方にそういう特別の措置をしていくわけでございます。この点につきましてはただいま御

説明がございましたように、除隊後一年あるいは三年で切られておるわけでございますが、この点につきましてはいろいろ問題がございまして、例の臨時恩給等調査会でも非常にこの点は審議をいたされたことが、その答申によりまして、これはやはりあるところと、これはいわゆる公務に基づくところの傷病ではない、従つて、公務に基づくものと同じに扱わなくてもいいじゃないかということが第一点でございまして、それからこれは処理上の事務的な問題が主でございまして、公務で傷病になつた場合につきましては、恩給とかその他の恩典と言つて語弊がございしますが、そういう給付が行なわれるので、軍隊におきましてこの事務的な処理も非常に十分にできておりました、従つて、それが公務に連したかどうかということもわれわれが認定できるわけでございますが、ところが、当時は公務でないものにつきましてはそういう書類的なものな問題等も完備しておりませんでした、一年、三年をずっと延ばしていった場合に、職務に連した疾病がはたして職務に連したかどうか。あるいは死亡の時期までの、あるいは除隊後五年あるいは七年でなくなった場合に、その死亡した原因がはたして職務に連したことに起つた病氣と同じであるかという点につきまして、事務処理上なかなか書類的に証拠がないというふうなこと、二点の理由で調査会におきましてもあるところと切らなければならぬ、かといふ御答申もございましたので、やはりどこかで線を引かなければならぬじゃないかというふうに考えております。

○徳永正利君 何か制限しよう、出すまい出さないというふうなお考えのようには聞えるわけなんです。ところが、公務に起因ということをおっしゃいます、あのサイパンが陥落した以後というものはとにかく片輪でなければならぬ状況下であつたわけなんです。それがあつたときはさんご堀りあるいは防空壕掘つて大へんに苦勞をし、泥水を飲んでろくに飯も食わぬとやつていた。そういうものを私はもう公務に起因……、そういう方々が結核になり、あるいはまた、いろいろな病氣になり、負傷したときにろくな手当もできないというふうなものは、私はこれは公務であろうと思うが、ところが、非常に厳格に公務というものを考えになつていて、鉄砲のたまでもすばつと当たらないければ、どうも解釈を非常に厳格におやりになる、こういうところにも問題がある、それに連した。ですからして病氣なんというものは、当時は医者にかかろうにもお医者さんが少ないし、今でも無医村が千なんぼも日本全国にあるという現状ですから当時はいひどかつたのです。一ぺん医者にかかつてそしてそれが一ぺん断ち切つたら完全なからだになつたというふうな厚生省ではお考えになるようでございますが、しかし、当時のことを考えますと、そうはいかないわけなんです。ですから、これも私は人数にしても、かりに二年、六年にしても人数にしても大したことではないのです。第三者から見ると、御本人になつてみると、これはも

う耐えられぬことだと思ふのです。一つこの点もよろしく御検討になつていただきたいと思ひます。

それから当時の徴用工員であるとか、あるいは勤労学徒、女子挺身隊、国民義勇隊員、満洲開拓義勇隊員、これはまあいわゆる白紙召集といわれておつたのでございます。これも当時の気分からすれば白紙も赤紙もあり変わりはないわけなんです。みな私は進んで出ていったと思ふのです。そしてこの爆撃とかあるいは銃撃にあつてな

よつて扶養することができるかどうかという点を一応きめておきますけれども、その運用にあたりましては、こういう所得、これ以上の所得税を払つてゐる方につきましては、その後医療費が相当かさんだ、あるいは失業になつて、いろいろ特別の事情を勘案しまして、これが標準でございまして、処理にあつては画一的にしないようにあ

軍人だからそれをやる、学徒だから半分しかやらないといふことは目の前にそういうような人間を置いて話せることじゃないと思ふのです。この点は一体どうなんでしょうか。

よつて法律改正が行なわれてございまして、従ひまして、その調査会等の御趣旨もございまして、そこにかような区別があると思ひますが、しかし、三十八年に五年の期間がくるわけでございますから、今後十分検討いたしたいと思ひます。

われませんが、軍人と軍属とは業務の内容が違つてゐる場合があるといふようなことから、そこに公務性の問題について区別がされてゐると思ひますが、この点もよく検討いたしたいと思ひます。

○徳永正利君 今度はちよつとほかの面の御見解を伺うのですが、この援護法といふのは二十七年にできた。戦争が終つてからです。私はアメリカの占領政策、いろいろなことがあるけれども、戦争で死んだ人々に、何ら手当をやらぬといふのは一番悪法だと思ふのです。七年間とにかく眠つておつたわけなんです。で、この援護法といふのは、新しくそういうものに対して何か一つ考へてやろうといふてきたのが援護法なんです。これはもう各党賛成して私は援護法といふものはできたように承知してゐる。党派を越えて戦争の跡始末をしようといふ観点に立つてきたものなんです。ところが、こ

○徳永正利君 私はいさういふところに、二人で三十四万二千円、子供が二人働きの月給もらつて帰つてくる。そうすると、この給与金はやらぬといふのは今の時代にちよつとどうか、私は合はぬのじゃないかといふような気がするわけなんです。しかし、まあ、いろいろ運用の面において善処をしておられるといふことでございまして、承

○徳永正利君 これはもう時間もないことでございまして、早急に御検討をお願いしたいと思ひます。

○徳永正利君 今度ちよつとほかの面の御見解を伺うのですが、この援護法といふのは二十七年にできた。戦争が終つてからです。私はアメリカの占領政策、いろいろなことがあるけれども、戦争で死んだ人々に、何ら手当をやらぬといふのは一番悪法だと思ふのです。七年間とにかく眠つておつたわけなんです。で、この援護法といふのは、新しくそういうものに対して何か一つ考へてやろうといふてきたのが援護法なんです。これはもう各党賛成して私は援護法といふものはできたように承知してゐる。党派を越えて戦争の跡始末をしようといふ観点に立つてきたものなんです。ところが、こ

○徳永正利君 今度ちよつとほかの面の御見解を伺うのですが、この援護法といふのは二十七年にできた。戦争が終つてからです。私はアメリカの占領政策、いろいろなことがあるけれども、戦争で死んだ人々に、何ら手当をやらぬといふのは一番悪法だと思ふのです。七年間とにかく眠つておつたわけなんです。で、この援護法といふのは、新しくそういうものに対して何か一つ考へてやろうといふてきたのが援護法なんです。これはもう各党賛成して私は援護法といふものはできたように承知してゐる。党派を越えて戦争の跡始末をしようといふ観点に立つてきたものなんです。ところが、こ

が、その扶養する直系血族といふものは、これがまた年取なんばあればだめだといふような点で押えておられるようでございますが、このお父さんやお母さんが、年取一体幾らこの直系血族がとつておつたならば支給しないといふふうなことに相なつてゐるのか、その点ちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(島中順一君) 血族の人数等に関係がございまして、大体、所得税で規定をきめておまして、その額を申し上げますと、所得税が二人の場合に一万五千二百円、これを所得にいたしますと三十四万二千円でございます。それから三人の場合には税額が一

○政府委員(島中順一君) 勤労学徒とか徴用工のようないわゆる援護法上の準軍属に対する処遇でございまして、この援護法あるいは恩給法等の立て方に一つ問題がございまして、先ほどお話しございましたように、人の生命といふものがあるいはからだといふものは軍人であるが、軍属であるが、あるいは準軍属であるが、それはこの尊さにおいては変わりはないと思ひますが、ただどういふ援護法等を作ります建前の立て方といふのが国とのつながらの濃淡によつてきめておるといふうな立て方でございまして、そこで、それ自体に問題もあるかと思ひます

○政府委員(島中順一君) この問題も先ほど御説明しましたような趣旨であるかと思ひますが、お説のように、軍人と軍属と戦場で一緒にゐる場合に、区別するのはおかしいといふことも言

○政府委員(島中順一君) この問題も先ほど御説明しましたような趣旨であるかと思ひますが、お説のように、軍人と軍属と戦場で一緒にゐる場合に、区別するのはおかしいといふことも言

○政府委員(島中順一君) 血族の人数等に関係がございまして、大体、所得税で規定をきめておまして、その額を申し上げますと、所得税が二人の場合に一万五千二百円、これを所得にいたしますと三十四万二千円でございます。それから三人の場合には税額が一

○政府委員(島中順一君) 勤労学徒とか徴用工のようないわゆる援護法上の準軍属に対する処遇でございまして、この援護法あるいは恩給法等の立て方に一つ問題がございまして、先ほどお話しございましたように、人の生命といふものがあるいはからだといふものは軍人であるが、軍属であるが、あるいは準軍属であるが、それはこの尊さにおいては変わりはないと思ひますが、ただどういふ援護法等を作ります建前の立て方といふのが国とのつながらの濃淡によつてきめておるといふうな立て方でございまして、そこで、それ自体に問題もあるかと思ひます

○政府委員(島中順一君) この問題も先ほど御説明しましたような趣旨であるかと思ひますが、お説のように、軍人と軍属と戦場で一緒にゐる場合に、区別するのはおかしいといふことも言

○政府委員(島中順一君) この問題も先ほど御説明しましたような趣旨であるかと思ひますが、お説のように、軍人と軍属と戦場で一緒にゐる場合に、区別するのはおかしいといふことも言

○政府委員(島中順一君) この問題も先ほど御説明しましたような趣旨であるかと思ひますが、お説のように、軍人と軍属と戦場で一緒にゐる場合に、区別するのはおかしいといふことも言

あるいはほかの法律でもそうじゃないかというように引っぱり込んで、この再婚し、解消した人々に何ら手当をしないというの、私は援護法の建前上おかしいと思うのです。現に法律が継続している間にそういう規定が、再婚したというならばこれは話もわかるのです。これは当然でしょう。外国の例にでもそんなことはございませんでしょうけれども、これははるかあとからできたのです。それを再婚という事実をつかまえて支給しないという事は、どうしても私は納得できないのです。この点は一体どうなんですか。

○政府委員(島中順一君) お説のように、援護法ができたのは、恩給法がストップになりました。二十一年の二月一日の勅令六十八号でストップになりました。二十七年の四月一日に援護法ができたわけですが、この間に婚姻した者をどう扱うかという事でございす。ただいまのお説の、婚姻をして、再婚をして帰ってきた人をどう扱うかというお話がございす。これは援護法というような、そういう法律ができることを知らずに行つたのだから、そこを考えると、このお説でもございす。この問題は根本的に言いますと、その援護法の有無、あるいは再婚してまた解消したという問題とか、あるいは帰ってきてもとの子供を養っているとか、いろいろケースがあると思います。そこでまあ婚姻というのを、こういう給与法でどうしようかと思ひますが、この日本の法律では一応婚姻という場合は、前の、再婚した場合にはそういう給与

法上の権利は失権することにすべて取り扱われているわけがございまして、それはどういふわけかと申しますと、御存じのように、婚姻というものは、再婚というものはもとの夫との関係から新しい夫との関係において、物心両面におきまして新しい関係に入つたといふことから、もとの関係を断ち切つておると考えられます。これが養子縁組をされた人との違いかと思ひますが、そういうふうな再婚、結婚というものをどういふように法律上考へていくか、前との関係をどう考へていくかといふところに問題があると思ひます。

そこで、ただいまの婚姻の問題は妻の場合もありましようし、戦死者の父母の場合もありましようが、そういうふうな現在では婚姻というものは前との関係を断ち切つて新しい関係に入つたといふことと、かように取り扱われておると思ひます。

○徳永正利君 どうも私はよくのめ込みなさい。二十七年に全然新しい法律ができたのです。二十七年に、しかもそれ以前には、そういう遺族年金なんていうものが出ようとかもえようなどというものはだれも考えなかつた。また、政府も出そうといふことは二十七年にお考へになったこととすから、それまでに一べん結婚してうまういかないうちでやめた。二十七年に法律ができてから離婚したといふような問題を言つておるのじやなくて、それ以前の問題を言つておるのです。今でもたとへば恩給の受給者である前の奥さんがなくなつて新しい奥さんをまたもらはれた。あるいは養子に行くこともあるでせうが、前の奥さんがなくなつて新しい奥

さんにはちゃんと恩給を出しておるじやないですか、扶助料を。ところが、全然新しく出発したこの法律で、それ以前のものをさかのぼつて使つておるから私はどうもその辺に問題があると思ふのです。この法律というのは新憲法下で、現在の憲法下でできた。ところが、内容は旧民法を全部拾つておる。これをいささか——私は憲法論議は得意でもないし、よくわかりませんけれども、しろうとなりに考へると、新しい憲法下で制定する法律に昔の明治憲法時代の民法を引っぱり出していろいろと制約をつけておるといふこと自体がもうおかしいと思ふのです。ですから、この点は援護局長もおわかりにならぬことではないと思ひますから、一つよくもう一べん御検討いただきたいと思ひます。

それから今お話があつた前のお母さんとお父さんの場合もそうだし、うににおしやいますけれども、今氏を改めないで再婚した人にはちゃんと遺族年金を出しておられます。ところが、氏を改めるとだめなのです。名前が変つちやだめであるという規定で押えておられるわけなんです。この辺も私はちよつと納得がいけない。たとえば法律のこまかいことを申し上げますと、おもしろくもないと思ひます。援護局長ちよつと聞いてもらいたいと思ひますが、二十年——戦争中に、旧民法の時代には長男と長女は結婚できなかった。戸籍に入ることができなかつたわけなんです。で、お母さんの方は大沼花子さんという名前である。お父さんの方は小川太郎さんと、こういう名前であつた。そしてそこに子供ができた。この子供が戦死した。とこ

ろが、二十三年になつて憲法が新しくできるとこのお母さんの大沼花子さんというのはお父さんの籍に入つたわけなんです。長男、長女などとなつてなけなけなことは言わぬことになりまして、お父さんの籍に入つて大沼花子さんが小川花子さんになつた。ところが、二十年から二十七年までこの法律が眠つておつた。こういう法律はなかつた。そのうちにお父さんの小川太郎さんがなくなつた。ところが、二十七年にこういう法律ができたわけなんです。そして結婚して氏を改めたとかあるいは婚姻したという事実があつた場合にはだめだぞというワケがかまされてしまつた。ところが、大沼花子さんは小川花子さんに二十三年に新民法ができたときに名前が變つておるのです。これは戸籍上の婚姻ですね。それでこの援護法では遺族年金はやらぬといふことにしほつておられるわけなんです。どうも私はこういふようなことは納得できない。これは新民法ができてその時代にできた法律であるのに、その法律の内容が旧民法でいふことになつておる。茶飲み友だちといつて氏を改めないで一緒になつた人はいい。ちよつと名前が變つたかだめだといふことは私はどうも納得できないのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(島中順一君) ただいま御設問の大沼花子さんが小川花子さんになつたというお話でございす。多分誤解があるんじゃないかと思ひます。と申しますのは、母と子の関係はこれは実体的な問題でございすので、これは入るが、母と子の関係

は、子供は、捨て子を拾つてきたとかいふことではない限りにおいては血がつながつてゐるわけですから、小川花子さんにならぬ前の大沼花子さんのときにも年金をもらへますし、小川花子さんになつてもこの法律による婚姻によつて失権という措置をとらずに——これは事実婚があつたのだけれども、それを新民法になつてその手続をしたのだというように解釈しまして、現在援護法ではお母さんの方は失権いたしません。

そこで問題は父の方でございす。が、父と母は事実婚でありましたが、先ほどお話のように、長男であり長女であるといふので結婚の届けが出なかつた。その後新民法に、なつて同じ戸籍に入つたという場合に、その父と子の問題が実は援護法上でも問題がございまして、これはいゝゆる未認知の子、認知しない子といふこととございす。が、これについてもやつたらしいじやないかという意見がございす。が、例の調査会でもこの点十分調査されてから今日まで相当たつております。で、はたしてその父子の関係があつたかといふことの認定が非常にむずかしい。そこで調査会の答申によつても、何か戸籍法で特例法でも作つて、それが法律的に父子であつたといふことが認知されたならば、その措置をしてもいいのじやないかといふことは実はなつております。つまりほんとうにそういう場合においては、確かに情において忍びないと思ひますが、ただ母と子の場合と違つて父と子の場合は、はたしてそうであるかといふことは非常にむずかしいのでございまして、そ

うところに問題があるわけでございます。

○徳永正利君 むずかしいといつても、長男と長女が結婚してその間にできた子供なんですから、ただ戸籍法上、昔の戸籍はそれを入れてはいかぬということであつたわけであつたので、大してむずかしい問題ではないと思ひます。これも一つ前向きでやつていただきたいと思います。

それからさつきお母さんの方は問題ではない。実際自分の子供であるから云々ということですが、しかし、氏を改めたということでは、厚生省の書類をたくさん持つてきておられますが、支給はできないといつておられます。この問題は具体的に個々の問題ですからいづれお伺ひに参ります。

それからこれはごく特殊な例ですが、岐阜県の何か山の中に参りますと、三等親間の婚姻が何ら不思議なく行なわれている、これは昔からの徳川あるいはそれ以前からの長い風習でしよう。三親等間の婚姻が何ら疑念なく行なわれておつた事実がたゞさんある。数は多いわけではございませんが、岐阜の山の中なんかにはあるわけですが、こういうものはこれはちゃんと法律で書くという、公認というわけにも参らないかもしれぬですけれども、知恵者が知恵をしれば何かその事実があつたという前提に立つて措置ができるのではないか。この点も一つよろしく御検討をお願い申し上げます。

それからいわれる準軍属といわれておつた徴用工とか学徒動員、女子挺身隊員等が昔の軍需工場などで勤務中に

死亡した場合でも、その遺族には弔慰金やいわゆる半額の給与金というものが支給されるわけですが、この死亡の原因が敵の使用した兵器、彼我直接の戦闘手段、敵の謀略などによる傷病及び潜水作業、危険業務というふうになつておつたわけでは、ワケがはめられておつたわけでは、業務上かつた胸部疾患たといふ結核とかそれによつてなつたといふ者には何ら手当がない。

また、そればかりではありません。作業中に手なれぬこととございますから、旋盤などに手をかまれたとか、あるいはふなれの作業のために機械に巻き込まれて死んだといふふうな、今日でいう職業病といふふうなものももちろん問題にされてないわけでは、もう少しこの点も幅を持たせるようなお考えはございませうか、これは持たせるべきだと思ひます。

○政府委員(畠中順一君) 準軍属について、戦時災害という要件を廃して、業務上の災害を援護法で準軍属につきまして採用するといふお話だと思ひますが、この準軍属につきまして戦時災害の要件ができております理由はどういうことかと申しますと、これは一般の有給軍属につきましては、工廠に働いておる陸海軍の軍属につきましては、これはもとの陸海軍の戦災救恤規定というのがございまして、それによつて救済しておつたわけでございます。

そういう一般の雇用員とそれから準軍属といつたしめて徴用になつた徴用工といふものの間に均衡をとらなければならぬといふことが一つございまして、戦時災害に限られたというのが第一点でございます。もう一つは、これは一般市民との関係がございまして、

て、一般戦災者が、たとえば広島等におきましては、一般の戦災者はいわゆる戦時災害でも救済をされてないといふこととございまして、そこで徴用工、動員学徒等についてどれだけの範囲で対象にするかという問題になつてきますが、普通の業務災害につきましては、昔でいへば工場法、今日でいへば労災法ですが、そういうものがございまして、今言つた一般の雇用員との関係、それから一般の戦災者との関係を考えまして、その中間と申しますか、戦時災害のときにのみ限る、こういうふうになつております。ただしかし、戦時災害の解釈をいたしましては、直接に敵の空襲を受けたというふうなものに限りませんで、たとえば動員学徒等が工場に動員されております場合には、技術的に非常に未熟である、仕事になれてない、それから勤務が相当過労であるといふようなこととか業務上の災害を受け、傷害を受けたといふときには、これは戦時災害といふふうになつて相当広く法律は運用しておる事情でございます。

○徳永正利君 いろいろ当時のこととございまして、今から昔をさかのぼつてどういふふうな、当時のこととはむずかしい問題もあると思ひますが、この援護法といふのは、何とか戦争の跡始末をこの際やろうという決意の上に立つて、当時総務課長であつた畠中局長はお作りになつたと思ひます。ですからもう少しあつたかといふ気持でものを考えてやつていただきたいといふふうにお願ひをするわけなんです。ですから、必ずしも戦争に、たまたま当たらなかつたからといふのじゃなくて、もう当時の学徒なんといふのは全然の

ずぶのしろうとがみんな工場にかり出されていったわけなんです。旋盤をやる人もいり、船の舷側の高いところに乗つておる連中もありまして、それが足を踏みはずして落ちるといふようなことは、今ではとてもそんな危険な業務にはつけれないわけですが、相当の熟練工でなければ、それをみんなやつて、そういうようなことによつてけがをし、なくなつた、あるいは負傷して現在にあるといふようなものは、もうちょっと私は前向きな角度から御検討をいたしていただきたいと思います。

それから遺族年金は六十才になるまではやらぬ、子供は十八才になつたらやらぬ、これは恩給法とだいぶ違ふところがある。これはむしろ逆の方がほんとうだらうと思ひます。これが予算がないからまあこの辺で押えておくといふことであるのが大部分であらうと思ひますが、これはどうですか、もう子供も一番小さいのが十七才です。まあ十六才といふのも多少いりましょう。それからお父さん、お母さん

も六十才以下といふのは一体何人くらいおられますか。

○政府委員(畠中順一君) ちょっと数字が、今持つておりませんからなんぞございまして、これは恩給法に比べてまして違つておるのはお説の通りでございまして、これも実は立法の当時、私も参画したわけではございませんが、一応恩給はもうこれは復活しないかもしれない、そこで当時の状況で、なかなか軍人の遺族あるいは傷病軍人に対する処遇が連合軍の關係もあつて非常にむずかしかつたわけでございます。それを生活保護法だけでなく

て、何か援護法を特別の法律を作るといふことでやつたわけでございますが、その場合、恩給法的なものにするか、あるいは多少そこに社会保障的なものを加味するかということが議論になりましたが、財源の關係もあつたと思ひますが、社会保障的な意味を加味しまして、つまり社会保障でいへばやはり十八才、六十才といふところが問題でございますので、そこで一応社会保障的な意味を加味したといふこととでございます。なお、今後検討したいと思ひます。

○徳永正利君 社会保障的なことを加味して十八才で切つたといふこととでございますが、どうも社会保障的なものが十八才になつたかよくわからないのですが、やはり符節を合わせるように一つ御検討をお願い申し上げます。

それから援護法による弔慰金、これは五万円と三万円があるわけですが、これは戦没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びそれらの者以外の三親等内の親族に支給されることになつております。ところが、三親等内の親族の全くないといふのがおつたんです。しかも戦死して歸つたんですから、これは当時の、今日でもそうですけれども、そんな遺骨なんかだれも引取手がなく、ほうっておくといふわけにはいかない、だれかが遺骨を引き取つて、そうして供養をしておるわけなんです。こういう人、いろいろ問題もあると思ひます。私にもいろいろなことを考えると問題もあると思ひますが、ほんとに遠い遠い親戚で、戦争に行つて一人ぼっちの息子が遺骨で歸つて来た、これをお祭りして供養しておるといふ人にはお灯明料くらいは

私は国がお出しになつてもしかるべきだと思ふのです。これはいかがですか。

○政府委員(中順一君) お説ごもつともでございますが、これも例の、こゝう御意見が非常に関係団体等から多くございまして、結局軍人問題調査会で、この問題につきましても御答申もございしましたが、やっぱりどこか近い、相当のところ親族というものを切るべきではないかという御答申もございまして、今の法律、三親等に限られておるわけでございまして、三親等もない、そのほかの方が供養しておるといふときには、まあおつしやるように大へんごもつともな点もあると考えられますが、今までの経緯はそういうことでございますので、今後検討いたしてみたいと思つております。

○徳永正利君 私は最後に、いろいろなことを御質問し、指摘しまして、最後に一つ締めくくりをお願い申し上げたいと思つて、ここに拾つておるわけなんです。弔慰金だけしかもらつていない遺族ですね、たとえば兄弟とか姉妹とか、あるいはおじさん、おばさんとか、実際に戦没者の祭りをしておる者には年賦償還によるお灯明料というのがある、弔慰金というものが全部支給済みになるわけなんです。来年でこれは切れるわけなんです。ところが、妻やあるいは父母や孫など、みんななくなつた場合、だれも今度はお祭りをする者がないわけなんです。で、そういう場合には、何か私は別途に弔慰金的なあるいは供養料的なものを一つ考へていただきたい、また、考へるのが当然じゃないかというふうに思ふわけ

でございますが、この点は当局はどういうふうにお考へになりますか。

○政府委員(中順一君) 弔慰金というのはいろいろやかましく立法當時言われまして、いわゆるお灯明料ということで騒がれたこともございしますが、そのように弔慰金という中には供養の意味が含まれておるかと思ひます。しかし、今お話がございしましたように、もう何年もたつておりますので、弔慰金だけではその後供養できない、かように思われますが、一体どこまで先までそういう供養の金を出すかということは、ちよつと相当検討しなければいけない問題だと思ひますので、今すぐに即答申し上げるわけにはいかならぬと思ひます。

○徳永正利君 私は、この国会ですぐ予算を組めというように言つてゐるわけではございせんから、一つよくそういうところに問題があるというところを御認識いたして、今後善処していただきたいと思ふのでございします。それから援護法を作られる当時は、これは未亡人、何といつても戦争の中で一番私は打撃を受けたのは未亡人だと思ふのです。子供をたくさんかへて、亭主がいなくなつて、もう一人前の男でもあのころはよたよたしたわけなんです。私の秘書なんかも、一番総領むすことが当時尋常五年生。あと四人子供をかへて、お母さんは今日まで育ててきたわけで、よう私は生きておつたと思ふのです。で、当時は未亡人、これが一番やっぱり生活には困つておるといふ観点に立つて、未亡人には一万円、それからその他の者が五千円というふうな差をつけておる、これ

は先ほど援護局長のおつしやるように、社会保障的な考へを加味してこゝうやられたのだらうと思ふのです。援護法自体がそういうふうなところに立脚しておると思ふのです。ところが、今日では、そういうことは全然忘れ去られてゐるわけなんです。去年の十月まではこゝうした犠牲者に対しては税金の中から七千円控除しておつた、せめてそのそれが未亡人たちに對する手向けであつたわけなんです。ところが、去年の十月、それはぱつぱり切られてしまつた、何かこの辺でそういうふうな、先ほどのお説のように、社会保障的な立場からお考へになる氣持はないか、あるいは考へは浮かばぬかどうか、この点を一つお伺ひいたします。

○政府委員(中順一君) お説のように、援護法が生まれますときにおきましては、これは社会保障的な見地もあつたと思ひますが、妻を第一順位にしまして、妻に一万円、その他の者に五千円というふうに區別をしてあつたわけでございます。ところが、その後二十八年の四月になりますと、妻だけが一万円というのはおかしいじゃないか。恩給の方は順位がありまして、妻がない場合には、その次の者が第一順位者になつたら同じように最高額をやつておるのじゃないか、そういうふうな順位によつて転位していつて、第一順位者は最高額をもらふべきじゃないか、こゝういふような意見が多くなりまして、実は二十八年の四月には恩給法に右へならえしてしまつたわけでありまして、そういうわけで、今日の援護法の五万一千円というのには妻だけじゃなくして、妻のある場合にはまた妻を

第一順位にしてございしますので、未亡人でさえあれば、それはほかの遺族がございしても、妻が第一順位として五万一千円をもらふわけでございます。しかし、妻がない場合、未亡人がない場合、そのときには次の遺族に転位して、それが五万一千円をもらふということになつておるわけでございます。そして、そういうふうに当初は確かに妻の位置が比較的高かつたわけでございますが、その後やはりそういうのはおかしいと、先ほど年令のところでも徳永先生からもお話ございましたように、なぜ恩給と一緒にしないのだというところから、こゝういふやうに五万一千円が未亡人だけじゃなくしていくことになつたわけでございます。それはその今までの経緯でございますが、ただ援護法におきましては、家族の扶養手当という意味じゃなくて、たとえば未亡人が五万一千円もらひまして、それに子供があるといふときには、その子供自体に五千円ずつの遺族年金が渡つておるのでございまして、これを見方を

変えれば、妻が、未亡人が養つてゐる子供に對する加給、あるいはそれが、五千円が未亡人に對する加給、その見れないこともないじゃないかと思ひます。それから確かにおつしやるように、遺族の中で妻、未亡人、特に子供をかへた未亡人といふのが非常に生活的にも困難であるといふことは私もよくわかります。そこでこれはこゝういふ加給をすぐに援護法で未亡人に對して加えていくと、あるいは別途の何らか措置を講じていつたらどうかという問題に相なるわけでございますが、目下いろいろ問題になつております國民年金の母子年金を公的年金と併

給するかどうかというやうな問題とか、あるいは将来は児童手当というやうなものも考へられておるようでございますが、これは未亡人一般の問題といたしまして社会保障的に解決していつた方がよくはないかというやうなものも考へられるのでございしますが、なお、検討いたしたいと思ひます。

○徳永正利君 何か援護局長は勘違いしておられるようです。私は十八才と六十才の年令制限を持ち出したからで、さつぱり恩給法に右へならえせいと、おつしやつたといふやうな考へでございますが、私はそれは逆なんです。私は援護法の方を、よりそういう方面を厚く見るべきじゃないかと、恩給法の大體二十才といふのがそれに右へならえをせめてもらひたいといふことであつて、その辺を勘違いされぬやうに一つお願いをしておきます。

それから児童手当あるいは今度法案が出ておりますが、そういうものによつて一般と均衡をとつていくべきじゃないかといふお話なんです。が、子供が、先ほどもお話しましたが、もう子供が、十七才になつてしまつて児童手当には関係ないわけなんです。全然戦争で未亡人といふのは児童手当には関係ないのです、再婚せぬ限りは。ですからその問題よりほかに何かそこに考へる道はないか、援護局長の知恵はないかといふことでございます。この辺を一つよく考へてもらひたい。それから今度は、まあ時間が長くなりますから私適当に端折りますが、文官がなくなつた場合には、これに兄弟姉妹だけしかおらなかつたといふ場合には一時扶助料というのが恩給で出ておるわけなんです、御存じのように、ところ

が、旧軍人の場合には一時扶助料はな
いわけなんです。援護法でもこの点は
めんどろを見ておられない。文官と均
衡をとった、均衡をとったとおっしゃ
るけれども、こういうところにも抜け
穴が一つあるわけなんです。この点。

それからさらに、満州国の軍人、こ
れは満州国の軍人に籍をおいたがため
に援護法からも落ちこつてゐるし、恩給
法からも落ちこつてゐるわけなんです。
それから満鉄の社員なんというものは、
これはもう軍人よりもむしろ汽車が進
むというときには一番先に鉄砲持って
乗って戦っているわけなんです。そう
してなくなつてゐる。こういう方々にも
何ら援護法でもめんどろを見てない。
まあこれに類似した問題はたくさんあ
ると思ひますが、こういうようなこと
も一つ、恩給法で昔からの体系をくず
すわけにいかぬといへば、これは援護
法で私は何か考えるべきじゃないかと
思ふわけです。

それから終戦の前に戦局が非常に混
乱した、あるいは終戦当時めちやめ
ちやになつた。これは内地の部隊です
らそうなんです。ましてや満州とかあ
るいは仏印とかいろいろな所へ行つて
おつたのは、想像に余りあるだろうと
思ふんです。ところが、戦争が終わり
まして山西省なんかの山の中に入つ
ちやつた、で、わけもわからず今度新
しい戦争に巻き込まれちゃつたわけな
んです。新しい戦争に巻き込まれて、
兵隊は何も知らないわけなんです、
山の中にいて、それでなくなつてい
る。シナ同士の戦いの中に巻き込
まれてなくなつていっているという人
がたくさんあるわけなんです。こうい
うようなものを恩給局では何とかかん

とかおっしゃっている。窓口の厚生省
でもおっしゃっていることはよく御存
じの通りでございます。こういうよう
な人も私は何か考えるべきじゃない
か。もうお前さん方は日本軍の手は一
応形式上切れたんだからあとは知らぬ
ぞというようなことでは私はいかぬと
思ふんです。

それからさらに、これは恩給法の関
係になりますけれども、管内に居住し
た者とか、いろいろな制限を小さくつ
けて扶助料を出すまいとしておられる。
しかし、管内に——海軍省や陸軍省に
カバン下げて通つておつたというなら
これは別です。これは別ですが、実際の
前線の部隊で毎日々々さんごうで穴を
掘つてやつておつたような、そういう
者を恩給法からは落としてゐる。管内
居住といふことを非常に厳格に適用さ
れてゐる。こういうような面も、これ
は恩給法で拾へなければ援護法で何か
考えるべきじゃないかと思ふんです。

それから特例扶助料というのは、昭
和十六年の十二月八日から昭和二十年
の九月一日までの間に戦務に関連して
傷病を受けておつた方々が、大
東亜戦争が始まつてから昭和二十年の
九月一日までです。従つて、昭和二
十年の九月二日以後、昭和二十年の九
月二日——戦争が終つたのが八月十
五日ですから、九月二日以後に、台湾
とかあるいは朝鮮でまだごたごたして
いる最中に戦務に関連してなくなつた
者には何ら手当がないわけなんです。
これを昭和二十年の九月二日で切るか
どうかといふときにはぜひ議論が
あつたさうでございますが、当時は厚
生省が、これは切るべきじゃない、職
務に関連してなくなつた人は復員して

帰るまではめんどろを見てやらなけ
ればいかぬといふことを當時はおつ
ちやつておつたように私は記憶してお
ります。ところが、いつの間にかこれ
が問題になつてゐない。もう一ぺん
時を思い起こしてこの問題一つ取り上
げてもらひたい。また、取り上げるべ
きだと思ふんです。で、以上いろいろ
申しましたが、一つこの点を十分御検
討いただいて、しかも前向きな姿勢で私
は原案を一ぺん作つてもらひたい。むし
ろやるまいと思へば——私が今申し上
げたやうなうちで半分は五分五分の話
し合ひぐらゐまではいく問題ばかりだ
と思ふんです。反対しようと思へば五分
の反対もできるやうな問題が多いと思
ふんです。しかし、もう十六年いくさ
が終つてたつちやつたのだから、こ
の際一つ総ざらゐるという決心で、
前進的な検討を一つお願いいたしてお
きます。

それから裁定の業務が非常におくれ
てゐる。これはまあ人のこともござい
まして、あるいはまた、問題の内
容のむずかしさもあるやうですが、現
在あれですか、不服の申し立てといふ
のは何件ぐらゐ厚生省でかかえておら
れますか。

○政府委員(島中順一君) 不服の申し
立てにつきましては、現在昭和三十
五年の末までの受付数が一万一千七百
九十七件でございます。
○徳永正利君 一万一千件、まだ厚生
省でお持ちのやうでございますが、こ
れは一体いつごろになつたらこれが処
理できる見込みでございますか。
○政府委員(島中順一君) ただいま一
万一千七百九十七件というのは受け付
けた数でございます、そのうち裁定

の終わりましたものが六千九十九件で
ございまして五一・七%が裁定されて
ゐるわけでございます。残りますのが五
千六百九十八件でございますが、これは
私たちが十分促進を心がけております
が、不服の事案の大部分が終戦後軍隊
を去りまして郷里に帰つてなくなつた
人の問題が多いわけでございます。ま
たといは終戦後郷里へ帰つて七年ある
いは八年して結核でなくなつたとか、
あるいは脳溢血でなくなつた、いろい
ろ問題でございます。そこで、そういう
人々の軍の公務との関係、あるいは今
の軍隊業務との関連の点がなかなか証
拠が出にくいわけでございます。ま
た、それからなくなつたときとの因果
関係等につきましても、これは援護審
査会といふところを設けて、それ
ぞれ権威のあるお医者さんが集まつて
検討をしてゐるわけでございますが、
そういうことで証拠のものがなかなか
出にくい。そこで、まあもう一ぺんこ
ういふ点を調査しようというやうなこ
とで、書類をもう一ぺん県の方へ返し
たりして実はやつてゐるわけござい
まして、それらの認定につきましても、
もうできるだけ採用するやうに心
がけております。ただ、履歴書と死亡
診断書だけでは隊を離れてから相当年
数たつておられますので、そのままで裁
定はできませんので、何らかそこにそ
れらの関連したことがわかるやうな証
拠を集めてゐる関係でおそくなつてお
ります。それでまあ全体的に申します
と、援護法は非常におくれてゐるよう
に言われましても、最初の関係から
申しますと、援護法二十七年の二百
八万といふ対象がございまして、そ
れは現在では九八%は裁定してござい

ます。今残りましたのは、その後新た
に権利を得た人、それから今申し上げ
ました不服申し立てが出てきておつて
それがなかなか事案がむずかしいとい
ふ問題が残つておりますが、これらに
つきましては、できるだけ今後促進を
いたしますとともに、事情はできるだけ
考慮してまいります。

○徳永正利君 いろいろ証拠を出せ
といふことが非常に申請者に苦
勞なんです。カルテとかいふのは十年
間保存しておけばもう焼却してもいい
といふやうなこともなつてゐるやう
でございます。今から十年前のことを
探しに行つてもよほどのことではな
いかなかなか出てこぬ。ここにたくさん
ありますけれども、京都府の加佐郡
大江町公庄ですか、砂原とし子さん
といふのがこれは前々から私のところ
にいろいろな手紙をよこし、これが証
拠を出そうにも出せないのです。しか
もその証拠は、遺族にお前たち申請者
証拠を持ってこいとおっしゃるもので
あちこちかけずり回つたけれども、な
かなか証拠は出てこない。昔の古い古
い聞き覚えを九州の果てまで探しに
行つてついに見当たらないやつとい
つて泣いてゐる者もあるわけなんです。
それからどつかに戦友がおるはずだとい
つて八方手を尽くしてもなかなかそれが
見つからない。それからまた、当時の
軍医がどこかにおりたせぬかといつて
いろいろの問い合わせ、また、みづ
からも調査してゐるけれどもなかなか
もう出ないのです。しかもあの混乱後
でございまして、この辺も何か残つ
てゐるものに対してはもう少し簡便な
と申しますか、画一的な今までのみん

な証拠がそろっているという証拠をそろえてこいというのでなくて、何か一つ間違いのないという心証を得られるような方法があれば、それによって私は裁定をやってもええものだろうかなと思うわけなんです。で、この砂原さんというのは藤田先生がちょうど当委員会におられますが、藤田先生に頼んでお願いしたらと言つて手紙を出しておきましたから、あるいは藤田先生の所に行つてみるかも知れません、最後にこういふ病氣になつてゐるのですよ。何でございましてしょうか、長々とした歎願書を添えてきてゐるのですけれども、これは先天性の麻痺性癱瘓症という病名で死亡診断書が書かれてゐるわけなんです。これは非常に長い潜伏期間のある何か悪病だそうでございまして、原因は上海におつて、それで炊事をやつておつて湯をかぶつて、そうして護送されて帰つて来て手当はずつとそこのやけどの手当をやつてゐるわけなんです。ところが、なくなつたときに血液検査をやつたか何か知りませんが、麻痺性癱瘓症という診断をされた、それが法務局に今でも残つてゐるわけなんです。その過程のつとと診断書でも出てくれば、また私は何か考えようがあるかと思ひますけれども、もう十年もたつた今日、その病歴書といふんです、そういうようなものはないわけなんです。こういうようなものは何とかなう少し考えようがないか、考える余地がないかといううな気がするわけなんです。まだたくさんいろいろな事例がございましてけれど、とにかく申請者に証拠を持ち出せというのを義務づけておられますが、

なかなかこれが今日では困難なわけなんです。で残つてゐるいろいろな問題については、一つ何とか別途間違ひないという心証を得られるような書類であれば裁定をするというようなことを御研究をお願いしたいと思います。長々私はいやりましたけれども、もうこれでやめます、やめますが、じゃ政務次官よく一つ聞いておいていただきたいと思ひます。いくさが終わつてもう十六年たつたのです。しかも二十一年にそういうものに対する、遺族に対する給与というものは全部ストップを食つた。それで復活したのが二十七年のこの援護法なんです。これは復活じゃなくて新しく制定されたわけなんですけれども、この七年間というのはほとんどまるまる全然空白があるわけなんです。いまだ少し私はあたたかい氣持を持つてゐるような問題を、出すまい、出すまい、じゃなくて、何とかしてやろうという氣持で、私は検討をしていただきたいと思ひます。まあ今では産業が發展したとかあるいは経済がどれだけ伸びたとか言つておりますけれども、その裏にはやはりあの当時から出されて軍人はもとより軍属にしましても学徒の方々にしても、そしてなくなつてゐる二百数十万の人間があるといふことを私は忘れてはいかぬと思ひます。これはやはり何と云つても日本の基礎ですよ。この方々の残つてゐる遺族、私は何も金持に金をやれといふのじゃない。今の五万三千二百円では輕費養老院にも入れないのです。しかも生活保護を受ければそれは差し引くといふわけで、びた一文ももらえないわけなんです。私はそういうような仕打はもうちょっとあたたかいもの考への上に

立つべきだと思ひます。で、今まで私がゐるいろいろなことをやつたわけですが、これは人数にしましても予算にしましても大したことはございせん。恩給と年金はとにかく、もう平均年令が七十近くなつてゐるのですから、子供は十七才でしよ。ですから恩給法にいく関係のもので二十才といつたらあと三年なんです。これで全部なくなるわけなんです。老人はもう七十近くなつてゐるのですから平均年令が、もうあと十年もたつとゼロになるだらうと思ひます。あるいはもう四、五年で急角度に減つていくわけなんです。今恩給や扶助料の額が高い、大きな額を占めてゐるとおっしゃいますけれども、こゝ二、三年のうちなんです。あとに残るのは三十四、五万の未亡人が残つていくだけです。こうなりますと、もう扶助料の、あるいは年金の額なんといふのは少ないものになつてくるだらうと思ひます。ですからこの際、そういうような年寄りがもうだんだん死んでいく。恩給額の中に占める扶助料や年金といふものは、どんどん急角度になつていくといふこともよくつかんでいただいて、もうちょっとあたたかい目で全部の問題を推進していただくと同時に、私には、厚生大臣と同様に政務次官を御信頼申し上げてゐるのですから、政務次官の一つ御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(安藤寛君) 先ほど来相當長時間にわたつて、しかも問題点数十点をおあげになつて、具体的に御説明いただいたおきまして、今なおそれほどの問題もまだあるのかと、新しく気づいた点もございまして。さらにまた、ただいま先生から最後に吐露されました御意見につきましては、全く私共感いたす次第でございまして。私、実は兵隊生活が二年やつたことがございまして、私の戦争犠牲者に対する考え方はそういうところから出發してゐるわけなんです。援護法では梅毒で死んだ人にはめんどろを見てくれない。これは私はむしろ不思議だと思ふ。私の二年間の兵隊の捕われ――捕われと言つてはおかしうございましてけれども、あの兵營の中に押し込められた生活では、日曜ごとに戦友が外出を許されると、もたらした十日間の給料を持つて、まずどこに目の色を変えて飛んでいくかといふと、何々新地だつたわけなんです。兵營の中には、花一本、油絵一つ飾つてないのです。しかも、きびしい生活をしてゐる。しかも男同士の殺伐な生活をしてゐる。これは飛んでいくのは當然なんです。当然で、その結果、よこねをしよつてくる。それがもとになつて今度、死んでいった――脳梅になつて死んでいったのは、これは自分が好んで兵營の中に飛び込んでいったわけじゃないのです。国家から要求されて入つたのだから。そして、外で自分の姉とか、妹とか、あるいは友だちとかいふうな者にふだんやわらかく接しておれば、そういう不潔な所に飛び込んでいくような激しさはなかつただらうと思ふ。こういうような考え方から、私はぜひいふんこの問題については自分自身情熱を込めて考へており、行動もしてきたつもりであります。

さらに、今具体的に御指摘になりましたものも問題につきましましては、先ほど来援護局長も、一々今日に至つた事情を申し述べますとともに、今後熱心に検討する旨を一項目ごとにお約束いたしておきます。御承知のことく、援護局におきましても、いわゆる引揚事務の方がよく完了の段階にまできております。これからあはれてこのことに努力いたされることとございまして、もう、また、大臣とされまして、もおそらく私と同じ考え方を持っておられると存じますし、また、大臣に先生のお考え方をよくお伝えいたしまして、そして、そして今度厚生省のもろもろの制度がそうであつたように、この援護法、あるいは扶助料、恩給法といふようなものが、かなり年次的に積み重ねられて、進み足し建築のようになってきた面があると思ひます。そういう関係上、いろいろ他の法律との調整、あるいはさき先生が御指摘になりました陸、海軍共済組合当時の財源、経済内容の相違等からくる開き、いろいろ関係があると思ひます。これらの問題について、ぜひいふん事務当局としては困難ではありましようけれども、さらにわれわれも激勵いたしまして、そして前向きな姿勢でほんとうに取組んで、これをできるだけ早い機会に解決するといふことへ進んで参りますよう、私たち自身も努力いたしたいと存じます。

○徳永正利君 ちよつと一点、簡単に。

○委員長(吉武恵市君) 簡単に願ひます。

○徳永正利君 いろいろ大蔵省に關係した問題とか、恩給局に關係した問題とか、あるいは雇用關係では労働省に關係した問題とか、いろいろ多岐にわたつてゐるのですけれども、しかし、

その中心は、やはり厚生省が一つインシアティブをとって——総額の問題にしても、あるいは雇用の問題にしても、片親のない子供の雇用の問題にしても、言いたいことはたくさんありますけれども、時間がありませんけれども、一つ厚生省が中心になって今後進めていってほしいというのを一点お願いしておきます、私の質問を終わります。

○藤田藤太郎君 今、徳永委員からいろいろと今の援護法からくる不公平な面ですね。それからもう一つ手が差し伸べられていない問題について触れられました。私は、そういう実情が非常にたくさんある、こういう問題について、やはり厚生省は真剣に取り組んでいただくことをお願いしておきます。

最後に言われておいた未解決の問題を一つ取り上げてみても、私の知っているのに、満州から病氣になって送られて来て、内地で戦病死をした。町をあげて、市をあげて公葬が行なわれた。しかし、将校だからいかぬというので、これは何の対象にもならぬという事で、もめた。そういう人の事情を聞きますと、公葬をやってもらった、町をあげて、村をあげてやってもらったのに、今度援護法ができて、扶助の対象になると、これからはずさる。そうすると、戦争に行つて病氣になつたんじゃない、帰つてきて病氣をしてあの人は死んだんじゃないかという近所の人からうわさが広がっていく。だから、金の問題じゃないですか。一つはつきりしてもらいたいというう援護を言われているような実情もあるわけです。まあこれは具体的な

問題で厚生省に御配慮を願おうと思ひますけれども、いづれにいたしまして、そういういろいろな、援護法が歩き出しているのではありませんから、公平な御処置を願わなければならぬと思う。まだ未解決の問題を見ても、五千何百件残っているという事でありますから、これとあわせていろいろな公平の面からくる矛盾点の一つ厚生省は力を入れてぜひやっていただきたい。どうかお願いをしておきます。

私はここできょうは、今度出されている改正案の問題について多く意見を申し上げようとは思つておりませんけれども、予算関係が将来どういうことになるのかという点をお聞きしておきたいと思うのです。この政府の三十六年度予算説明のところに具体的に書いてありませんけれども、今の法案についている資料を見ますと、八百六十八万二千円ということになるのじゃと思ふ。それが平年度に参りますと、合計一億五千万円ということになるように、これは理解をするのですが、今度の援護法改正に基づいてこういう工合になつていくのかということが一つ。それから昨年度の予算書を見ますと、昨年度は八十七億二千七百四十六万九千円が、これは九十億三千七百二十三万二千円、こうなつておるわけですが、これは留守家族援護法やその他を含んで厚生省関係の予算が出ています。厚生省は、この予算と、今度この援護法改正があるが、大体源はどういう工合になつていくのか、そういう問題の推移とあわせて具体的な援護を実際の生活の実態に沿つてどう援護していくかという議論がその上

に立つて出てきていると私は思う。だから、そこらの説明をちょっとしていただきたい。

○政府委員(島中順一君) 援護法は、御承知のように、最初立法されましたときは軍人を全部含んでおりました。二十八年に恩給法が復活しましたので、大部分軍人につきましては恩給の方に移つております。従ひまして、今日の援護法に残つておりますのは、遺族年金、障害年金、遺族給与金とあわせて、人数にいたしまして二十八万六千八百人でございます。三十六年度の援護法関係の支給費は、予算が八十四億八千万になっております。そこで、今後どういふふうになるかといふ財政の負担の見通しでございまして、ちよつと今資料を持っておりますので、正確にお答えすることができませんが、今後改正がなければ、数年間は横ばいで、むしろ減つていくくらいであらうが、その後はまた相当減ると思ひますが、数年間はあまり差がなくて、八十四億から八十億程度のところを横ばいになるのじゃないかといふふうに推定されるのでございまして。

○藤田藤太郎君 この軍人恩給、軍人遺族恩給というのが別個にあります。これは厚生省の直接の関係じゃないと思ひますが、この推移はどうなつておりますか。

○政府委員(島中順一君) ただいまの御質問は恩給を含んでのお話かと存じますが、恩給の今後の推移につきましてはちよつと私今資料を持っておりますので、援護法だけで申し上げますと、その大差がなくて、ここ数年は横ばいでいくのじゃないかといふふうに考えております。

○藤田藤太郎君 そうすると、この改正案から見えるのは、ここに書いてある平年度において一億五千万円ですか、こういうことになるわけですね。

○政府委員(島中順一君) その資料にございまして、今提案しておりますところの法律改正だけに伴う費用でございまして、入夫婚姻とかあるいは役用工の関係でございまして、それで援護法全体のこれが改正になって追加する分でない全体を含んだ問題につきましては、今後数年間は大体横ばいである、かように考えております。

○藤田藤太郎君 それでは私は、徳永委員の質疑を繰り返しませんけれども、大臣に——今、次官がいろいろと御意見を申されたと思うのですが、援護法が実施されているところと実施の面にあつた問題点が非常にたくさんある。たとえば戦傷、戦病、戦死、こういう方々でも実証がでないから法律に照らすわけにはいかないじゃないかと思ひます。今度は入夫の問題が入つておられますけれども、いろいろこの援護法の精神からいって足りない面が、具体的にそういう面があるようにあります。これは一つもつと的確にこの援護法の精神に沿つて問題点がどこにあるかといふようなことをつまびらかにしていただきたい。委員会に出していただきたい。そしてそういう上になつて実際の生活に困りになつていく方々を、たとえばこれで援護していくのか、または福祉年金といふようなものでやっていくのか、また、新たな名目で法律をこしらえてその方々を援護していくのか。やはり何といつても一番困難な人は未亡人です。それから順次遺児という格好

になつていくわけです。それから遺族もむろんそうですが。ですから、そういう方々の今後の生活を、いづれにしても今度の戦争の犠牲になられたわけですから、どうしていかうかといふことについてこの援護法自身でやっていくのか。一般的な社会保障的な面から特別な援護の法律をこしらえてやっていくのか。たとえば生活保護の関係についてどうするか。今度福祉年金の関係についてどうするかといふ問題を、つまびらかに厚生省は出していただいて、そして皆さんこの委員会でも今の援護法からくる公平な支給という問題を十分に考えるべきではないかといふ工合に私は思ふのであります。

徳永委員の言われている一つ一つの問題についてみましますと、援護法の精神からいってごもつともなことが多いわけでありまして、そういうことをどうするか一つ、今すぐいふわけにはいきませんが、次の通常国会あたりまでに厚生省は努力されて、つまびらかにされるようにお願いしたいのですが、御所見を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(吉武憲市君) 承知いたしました。準備を急ぎまして、御希望に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○委員長(吉武憲市君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(吉武憲市君) 速記を始めて下さい。

はかにございせんか。——別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉武憲市君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願います。

別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武憲市君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武憲市君) 全会一致でございます。よって戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武憲市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

それでは、午前中はこの程度にして休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時十七分開会

○委員長(吉武憲市君) ただいまより委員会を再開いたします。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤田藤太郎君 今度の法案を見ますと、分べんとか育児手当金の改正だけになっていまして、私には健康保険の問題を見てみても、たゞさんの問題があると思ふのです。それで、まあ第一には、今の本人一〇〇%、家族が五〇%ということではないのかどうかという問題が一つあります。もう一つの問題は、その中で組合管掌と政府管掌が分かれておる。具体的には、健康な人を大企業が採用して、これが組合管掌になっておる、おおむね。そうしてその他の中小企業を含めて政府管掌になっておる。だからそこから違ふ。たとえば付加給付の問題を一つ取り上げてみても非常に差がある。実質的に家族給付の問題にまで手が入れられていくというのが私は現実ではないかと思う。これを国保の問題、それから健康の問題、共済保険の問題、日本の医療制度全体について、私はやはり順次体系的な引き上げとあわせて、内部の充実という問題を考えて、時期がきているのじゃないか。だから厚生大臣に、この全体の医療制度をどうやっていくかという問題が一つと、それから個々の分かれていきますやつと、それに統合するわけにいきませんけれども、これを今の健康保険だけを見て、健康保険の政府管掌と組合管掌との関係をどう処理していこうとしておるのか。ここあたりについてちょっと御意見を伺おきたい。

○国務大臣(吉井喜実君) 組合管掌と政府管掌、制度の建前そのものには大きな違いはないのでありますけれども、実際の力が組合健康の方にはあるものであります。ですから非常に給付も充実しておると、こういうわけで行き届いておるわけでありまして、そこで、実質的にいって、政府管掌との間に差が起つておると、こういうわけでありまして、これはまあ保険経済の違ひ、まあその背景にある一体賃金とか事業者の負担能力とかいうことからいって、この違ひも一つの問題点であります。同時に、あるいはそれ以上に藤田さんのおっしゃる国保というものを取り出してみると、制度そのものも、政府管掌の健康よりも劣つておる。本人だつて五割給付しかしないというので、これは十割と、制度そのものが劣つておる。家族も、本人も五割ということになっておる、こういうことであります。実態を見るとこれはまたひどい、対象になっておる人が経済力のない人が大部分というので、それから、これをどうやらに上げるわけにいかず、こういうわけでありまして、全体をながめるといろいろここに差のついたものが、格差があるわけなんです。この格差を何とか減していく全体の調整をしないと、これを次の予算段階というか、には、一つの問題として、全体を一つ取り組んで解決をしていきたいと思います。政府管掌の問題も含めて検討いたしますが、一本にもう保険をしてしようというところまでいくのはこれは容易なことじゃありません。筋は立つけれども、体系は整うかもしれないけれども、なかなか容易なことじゃない。内容の調整をとつていく、低い方を少なくとも高い方と

差がつかぬようにこれを調整するよう

にしていこうとは、第一段階として考

えていきたい、こういうふうに考

えていきますから、お話を趣旨はよく考慮

に入れて研究を進めていきたいと思

います。

○委員長(吉武憲市君) 速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○委員長(吉武憲市君) 速記を始め

て。

○藤田藤太郎君 そこで、私の方にも

こういう意見がある。というのは、組

合管掌は千分の三十から八十の中で運

営しなさいという。政府管掌は千分の

六十三ですか、六十五から二下げて三

です。ですからそういう状態の中で保

険経済の面からいってどうなっている

かという、健康連合会というのは相

当な財産を持つてですね、その健康

連合会というのは財産を持つていて

というけれども、それはまあ一つの常

識だが、各組合の健康の内容を見てみ

ると、非常に何というか優遇をされて

いる。だから付加給付でほとんど家族

に百パーセントやっている。それから

これと同じ形式の共済健康保険、共

済健康の政府事業の関係、これも家族

はもう大体九〇%以上の付加給付を受

けておるというのを聞くのですが、

これも一つは事務的にあつてお聞き

したいと思うのですが、どういう状態

にあるか。そうなるべくと政府管掌

というものが結局まあ気の毒じゃない

か。保険料は高く払う、そして家族に

対する付加給付はない、それと同じ保

険料で健康という名前で、健康保険と

いう名前でありながら非常に差異があ

る。私は、だから組合管掌と政府管掌

のその保険経済というものをつまびら

かにして、そしてその政府管掌につ

いては政府がめんどうを見るというよう

な格好をせざるを得ないじゃないか。

この前の歴史を、政府管掌の歴史を見

ると、一時三十億ずつ出すという約束

はあの赤字になったときにせられて、

ものの一年もたたない間にそれが消え

てなくなつてしまつたという、私たち

は政府が約束してからそれをしなかつ

たというのは重大な問題だと今でも

考えておる。だから、今はまあ保険経

済がよくて相当余裕があるそうではな

い、その約束の問題と今の操作の問題

とを私は直ちに一緒にして議論はいた

しませんけれども、しかし、そういう

やはり当時、場合によつてはあつた

状態になるというのを頭にに入れて、

内容を改善してあげようというところ

に力を入れるべきではないかという工

合に思ふのです。だから、まあ一つの

意見では、組合管掌も政府管掌もプ

ールにしたらいいじゃないかという意

見があります。それはそれなりに、私

は筋の通つた意見だと思つてゐる。し

かし、それじゃ具体的にそれを実施す

る段階になって、そう簡単にはいける

かと思ふ。そうなるべくと、政府管掌

と組合管掌の健康保険を同一にする

には、政府管掌の健康保険をやはり底

上げをして一緒にする条件を私は作ら

なければ一緒にする条件をいふのじゃ

ないか。こういう工合に思つておるこ

とでござい。だから、まあ、この医療制

度全般からいって、国保の問題がまた

問題になるのですけれども、さうは

国保の議論はいたしませんけれども、

だから何といつても私は今の日本の経済の中からいって、おしなべて国民は同じ条件のもとに同じ待遇を国の制度として受けるということがいいことであるけれども、しかし、何と言つてもこの国保と今までも違った形でやられてきた健保の内容改善ということには私は力を入れるべきではないか、欲は言いませんから、政府管掌の健康保険について内容をやはりよくしてあげる、家族の給付を初めとして上げていくということを考えていただきたいと思うのです。

たとえば組合管掌の健康保険組合の診療所です、病院、それから薬の配給、これはどこでもやっていますよ。これは言いませんけれども、ある地域的なところ診療所を持つとか、それから薬を定期的に家庭へ配給するとか、そういうことはみな行なわれておる。それはまあもつと深くそれを突いていきたいと思います、大きい会社の今の生産を独占していると言いましようか、この波に乗っている会社は、待遇がいいから、雇うときにもまず健康なそういう病気になるような者をより取りで雇う。十倍も二十倍もの中からより取りでやる。それが次の段階の中小企業に回っていくということ、そういう社会的な条件ですね。政治問題で本来すべきところをしないで行なわれておる。これが社会的な保護しなければならぬ問題と関連して、そういうものが基礎でそれです。今の保険操作の、同じなだけの保険料を払うのじゃないに、片方は千分の三十から八十まで、片方は千分の六十三、これは固定してしまふ。だからそこへ財源があるということ、政府管掌は非常にいい条件なん

です。私はいいい条件をおるせとは言いません。いい条件はもつと医療制度は完備すべきだとは思いますが、しかし、せつかくある程度のバランスを取るためには政府管掌の健康保険に力を入れて、今赤字が出ていないからということではなしに、赤字が出てないなら内容を改善する、そして本来のい

われている政府管掌と組合管掌の統一という条件をそこから作っていくということではなければ、私はせつかくこの健康保険を通じての医療制度の確立ということはむずかしいのじゃないか。

きょう出されている分べん費の問題や育児手当金の増額については私はけっこうだと思ひます。しかし、けっこうは健康保険の全体の問題を私はやはり大いに考えていただきたい。それでこれから、最近にはだんだん雇用労働者がふえていくわけですから、それで保険加入被保険者もだんだんふえていくと私は思ひます。だから、それとマッチして、何にも知らない人が入ってくる。隣の会社は組合管掌で家族にも九〇%から一〇〇%の付加給付を受けている。私の会社は同じような健康保険であるけれども、家族のめんどろもないとし、付加給付的なものもないというのでは、これはやはり少し気の毒じゃないか、不公平じゃないかと思ひます。これが一つでございます。

それからこれを受けて立っている全社連といふのです、健康保険の病院ですね。これの運営についても私は十分この際聞いておきたいと思ひます。たのですが、前段についての厚生大臣の御所見を承りたい。

○国務大臣(吉井喜実君) さつき申し上げたやうなわけで、御趣旨は私は同感であります。そういうところに今後の問題があり、かかっているところ、ううふうに思っているのではありません。その点は御趣旨同様に感じております。

○政府委員(森本潔君) 数字の問題で御質問ございましたので申し上げます。

健康保険組合あるいは健保連の財政の点でございますが、これは年に一回ずつ報告を聴取いたしているわけでございます。

それで、まず健保連でございますが、これは各組合の連合した法人でございます。いまして、それ自体といたしましては大した財産もございません。ただいま記憶いたしておりますが、土地、建物その他で二、三億程度だと思ひます、健保連自体といたしましては。

それからよく、たくさん財産があるというお話でございますが、これは各単位の健康保険組合を全部合わせた金が相当多い、こういうことでございまして、その数字を申し上げますと、健康保険組合の数が現在におきまして約千五百ほどございまして、それらを集計したものでございまして、三十四年度末の決算によりますと、準備金と申しますのが全体で百四十六億ござい

ます。この準備金と申しますのは、保険給付費が予算が足らなくなったという場合のその準備の経費でございます。政府管掌におきましても準備金を持っておりますが、これは前三カ年度平均の保険給付費の全額の五%を積み立てをするように省令をもって指導いたしているのでございます。これが百四十六億ほどございまして、それから次に別途積立金というのがございます。これ

が約百三十四億。これは前年度の剰余金の中から、保健施設でありますとか、診療施設を作るとか、こういうような福祉施設を作るための目的で金を積み立てているものでございます。金がたまりまうと、今申しました保健施設であるとか、療養施設を設置するわけでございます。それから退職積立

金、これは健康保険組合の職員の退職の積立金でございます。これが約六億でございます。現金を合計いたしますと約二百八十七億。そのほか不動産、それから什器、備品、こういうものを合わせまして評価しましたものが約百七十三億ということでございます。一応これが千五百ほどの組合の準備金、それから積立金、不動産の報告を集計したものでございます。

それから次に組合の付加給付の状況でございますが、これも各組合によって非常に違つておりますので、大体のことを申し上げます。埋葬費でございますが、これも組合によって違ひますが、少ないところは千円、高いところは八千円というふうな非常な幅がござい

ます。それから分べん費につきましても、低いのが千円、高いのが六千円という程度でございます。それから傷病手当金、これは法定給付に対して一割ないし三割多く出しておるといふのが多いでございます。それから次に家族の療養費でございますが、これは五割の療養費の支給に對しまして、平均して申しますと、約二割程度の付加給付をいたしております。高いところは全額、あるいはないところもございまして、大体の概括的状況は以上の程度でございます。

それから共済組合でございますが、これは私の方で直接資料をとっておりませんが、従来から話を聞いておりますところによりますと、健保組合とはほぼ同様でございますが、若干劣つておるのじゃないだろうか、平均的に申せば劣つておるのじゃないか、こういう感じが持っております。数字の点は大体以上でございます。

○委員長(吉武恵市君) この際、委員の異動について御報告をいたします。大泉寛三君が辞任せられ、横山フク君が選任されました。なお、光村義助君が辞任され、坂本昭君が選任されました。

以上であります。

○委員長(吉武恵市君) 次に理事の補欠互選を行ないます。

ただいま申し上げました通り、坂本理事が一時委員を辞任されたため、理事に一名の欠員を生じておりますので、これから理事の補欠互選を行ないたいと存じますが、その方法は、慣例により、その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。それでは私より坂本昭君の補欠として坂本昭君を理事に指名いたします。

○藤田藤太郎君 この最後の退職積立金のあとの不動産というのは、病院、福利施設その他みなしているわけですか。その合計ですか。そして共済組合の保険ですね。これが大体健保と同

して、たしか三年前かと思ひますけれども、全国社会保険連合会というのに委託をしております。全国社会保険連合会と申しますのは、各府県にごさいます社会保険協会が集まって作った法人でございます。

○藤田藤太郎君 この全国社会保険連

合会——これは各府県の社会保険協会というものは事業主の団体ですか。

○政府委員(森本潔君) 政府管掌に入っております事業主が集まって作った団体でございます。まあいわば中小企業の事業主ですね。政府管掌は大体中小企業が多々ございますので、その関係しております政管関係の中小事業主が集まって作った団体でございます。

○藤田藤太郎君 この社会保険協会というものは事業主が集まってやっています。健康保険組合というものは、大体労使が折半に出て評議員会、理事会を作って、その健康保険の保険の運営に当たっているのですけれども、この政府管掌の保険の運営は、そうすると事業主の団体だけがやっているとすることにいたしますか。働いている労働者の意見というものはどういふところで反映していくわけですか。

○政府委員(森本潔君) この社会保険協会と申しますものは、これは法律上の根拠も何もなくて、政府管掌の保険事業がうまくいくように援助をしまし、それから何と申しますか、広報宣伝をしたり、そういうような目的のものでございまして、事業主のためというよりも、これは事業主というものは被保険者のためにこの社会保険をやっているわけでございます。事業主自身のためじゃございません。そういう意味におきまして事業主が被保険者のための社会保険を通じて、これがよく利用せられたりあるいは保険所を設置してうまくいくように、こういう趣旨でできているのでございまして、これは従来から中小企業におきましてはそういう被保険者の団体というか、

集まりというものはございせんものですか、まあ沿革的に事業主だけでこれを、協会を作って運営しているわけでございます。こういうことでございします。

それからこの社会保険の事業と申しますか、これ全体につきましては、御存じのように、社会保険審議会というのがあるわけでございまして、ここでこの企画の面あるいは運営に関する事項をきめていくわけでございます。それでこの審議会は御存じのように、事業主とそれから被保険者の代表と、それから学識経験者の代表、この三つでなっております。そこで政府管掌の保険事業の企画なり運営の大筋をきめているわけでございます。

○藤田藤太郎君 ですから、組合管掌は各組合単位に評議員会、理事会、そういうものが行なわれて、機微に触れたところまで医療給付その他について意見が上から下まで、下から上までパイプが通じているわけですね。ところが、この政府管掌になりますと、そういうことの機会というものは、社会保険審議会ですね、これだけしかないというこの問題、これは組合管掌との関係において、各職場で働いている、多いところは五百人も千人ものところの政府管掌に入っているところがあることを私は見受けましますけれども、少しそこらの運営の問題について配慮する必要があるのではないかと私は思うのですけれども、どうですか。

○政府委員(森本潔君) 御存じのように、健康保険組合におきましては組合会というものがあって、これが保険者といふものです。保険者の仕事の企画をしたり決定をしたり執行をいたしてお

ります。この組合会には事業主の代表、それから被保険者の代表が入ってやっております。こういう状態で、お話をよく、事業主と被保険者が一体となつてこの組合の事業をやっておるわけでございます。まあこれが非常にいい。ところが、政府管掌の方ではそういうものがないじゃないかというお話でございます。確かにそういう面はあらうと思ひます。まず保険者が政府でございまして、厚生省でございまして、

で、厚生省という組織の中に被保険者あるいは事業主というものを取り込むわけにも参らないという制度の問題もございします。しかしながら、事業をやります場合には、事業主なり被保険者の意向を尊重しなければならぬという建前からいたしまして、社会保険審議会というものができて、そこで意見を聞いてやるといふことでございまして、両者の仕組みが違ひます。関係上、同じような立て方には参らぬことがあるかと思ひます。しかし、実際にございましては中小企業政府管掌におきまして、御存じかと思ひます。健康保険委員会というような制度——制度と申しますと大げさでございますが、おりまして、これがいろいろ被保険者の世話をしたり、あるいは被保険者の要望するところを上に伝達すると申しますか、というような機能も、働きもやっております。一面がございします。まあ政管と組合管掌の仕組の違ひと申しますか、制度の立て方からいたしまして、御指摘のように、同じような方式をとることはや困難かと思ひますが、政管の仕事におきまして被保険者の意向を尊重するといふことは、十分尊重しなければならぬので、

適当な方法がありますれば、今後とも検討して参りたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 もう一つ、これも聞いておきたいのですが、私は本来、今のような差がありますから、何とかうまい一本にならないか、こう思っている一人です。ところが、具体的に千人のところを独立をしたい、独立をしてやらないと——給料も二万なんぼになつて十分やういけるのじゃないかと思う、こういうような意見が出てくると、われわれも非常に困るわけですよ、実際問題として。それで独立してやっていると比べてもものすごく給付の差があるのです。それでまあ何とかこれを保険課——府県の保険課と厚生省にどうだと言つてみると、なかなか決るわけですね、これは。そうすると、そこらあたりで決る条件というものがなかなかわれわれには理解できないのです。だから決るぐらゐならなせもつと統一をして、いい方向に、政府管掌の方へもよい方向になせ引き上げないかということが言いたくなつてくる。本来いけば一本に——かりに標準報酬にしたつて非常に差異があるから、給与の安いところばかり集まったら苦しいにきまつておりますからね。給与に対するものさしをかけたもののですから、だからそこらあたりはどうしてもやはり改訂しなければならぬところになっているのじゃないかと私は思ふのです。それで給付内容も、とにかく給付ばかりでなしに全体の給付内容を引き上げていくとかなんとかいう問題にまで私は入る——もう戦後十六年たつて、池田さんじゃないが、倍増と言われるけれども、ここ三年来の経済の成長から見ても、もっとも内容

を改善する時期が今もうきているのじゃないですか。まあ厚生大臣、しっかり遠慮なしにやりなさいと、国保にしてもやりなさいと激励をしているところなんです。遠慮をし過ぎて、厚生省が何か今までの過程にとらわれ過ぎて、こういう実際の問題が、労働再生産において一番肝心なところが手抜かりになつていっているのじゃないかという気がしてるところでございします。だから、それからまあそこはそれくらいでいいが、全社連の運営というもので、これは今の公式でないようなことが言われましたけれども、この全社連の病院経営についての監督はどういう格好でしておられるわけですか、厚生省が——厚生省というか、保険者ですね。

○政府委員(森本潔君) この全社連に對しまして、健康保険病院のほとんど全部を一括して委託しております。委託します際には御存じのように、委託契約をしておるわけでございますが、大体考へ方といたしましては、建物、それから重要な機械器具と申しますか、こういうものは国で整備をいたします。国費で整備をいたします。それから残りのこまごました機械器具、それから平常の経費費でございしますが、これは診療収入をもつて充て、その部分につきましては全国の病院を通じて独立採算をやつてもらふ、こういう仕組みにいたしております。

それから各病院の経営の仕方でございますが、全社連としては七十の組合を通じて独立採算として収支をやらなさいかぬのでございしますが、沿革上の理由といたしましてたまたまのとこ

る、經常収入、經常支出をプールしてやるというところまでは今まだ参っておらずに、各病院ごとの採算制をやっておるわけでございます。将来これはある程度プール制にするとか、あるいは全部じゃないけれどもある部分をプール制にするとか、そういう措置をとって参らねばならぬと思いますが、今までのところは従来の沿革がございまして、各病院ごとの經常収入支出の独立採算をやっておる、こういう状況でございます。

○藤田藤太郎君 私は、そこが少し問題だと思ふんですね。というのは、政府管掌の健康保険が財源を捻出して病院を建てる、保養所を建てる。そしてそこから経営については全社連にまかせます。建物等大きい機械だけは国が持つけれども、国というのは保険者、保険から出すわけでしょう。一般会計出さないわけですか。だからこの保険から出すが、小さい機械その他の運営は全社連でやらないといふところに間違ひが起きているんじゃないですか、むしろ。その健康保険の財政からあらゆる一切のものを捻出してやるという工合に統一をするか、そうでなければもう別個な、病院はどこでも病院診療といふのはあるんですから、それで一般の外来患者を含めて独立採算をせよというふうなところから、あの病院の諸君の犠牲によって経営のしわ寄せを、全社連がそういう格好の中で病院の従業員にしわ寄せをして、自己の運営、自己の満足な運営というところへ持っていくことになるんじゃないか。むしろ保険者である、政府管掌の健康保険が、建物から大きい機械だけじゃないに、一切の問題をめん

どうを見て、保険組合、政府管掌の保険自身が経営をするという格好に持っていないか、何かちよつと言ひにくいことを言えば、これも一つの利益を上げる機関のような格好でこれが運営されていくとしたら、そうしているかどうかというところは私はさつき言ひませんが、そういうことをしたら私は問題じゃないか。この間もこの社労委員会におきまして、公務員の給与とどうだというふうな話が出ました。出ましたけれども、準ずるというだけで公務員の給与よりか安い。そんなことあるかといつてここで議論をいたしましたけれども、どうもやっぱり待遇が悪いようであります。政府管掌の、保険者が政府になつておつて、もう華国の経営みたいなものでしょう。保険者が苦しくなれば保険料を上げなければならない、国が補給もせられるのでありまして、国が補給もせられれば実際の病気にうし、それでなければ実際の病気にうし、それで見れば、何かどういふ言葉で表現したらよいかわかりませんが、建物や大きい機械だけ持つてやるから外来患者も含めてあんたしかりもうけなさい、もうけつて運営しなさいといふ、そういう仕組みでいいの、非常に疑問なところだと思ふんです。むしろ建物も機械もあらゆるどんな設備から一切は保険者である政府管掌の健康保険が持つていられるから、出しているんですから、一切のものをし、ガラス張りの中で公務員と同じ待遇、国立病院と同じ待遇でこの病院を経営するといふところに私は建前があると思うんです。労働者や使用者が出した、零細な金を出して保険料を払

た金から、法の趣旨に沿つて病院を建てておきながら、その無人格的な、人格のないような、先ほどの話ですと、公式なまゝ人格がないと言へようか、全社連というところからその半分だけ請け負ふような格好でやると、結局どこに問題がいくかといへば、それは従業員の犠牲によつて病院が運営される。あとはしつかり外来患者でもって独立採算をしなさい。少し間違つてはしませんか、ここ。これは一つ大臣の御意見も聞きたいのですが。

○委員長(吉武恵市君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(吉武恵市君) 速記をつけ

○国務大臣(古井喜實君) 今の藤田さんのお話は、私も実情をはつきりつかない点がありますので、むしろ実情の方をもよく知っている局長の方からともかく一べん答弁を聞いていただきたいと思ひます。また、来ましてら申し上げます。

○政府委員(森本潔君) この全社連でございますが、ちよつとあるいは誤解があつてもありませんが、人格としましては社団法人という資格でございます。法律上、この健康保険法に書いてはございせんが、民法上の社団法人という人格を持つていられるわけでございます。それからこの健康保険病院と申しますのは、お話のように、実質的には国立の施設であると考えてい

うわけでございします。しかしながら、こういう施設を国が直接やるよりも、これを専門にやりますところのこういう社団法人に委託した方がうまくい

るといふ政策論からこの社団法人に委託をしていられるわけでございます。まあどちらがいいかという政策論はあろうかと思ひますが、一応今のような考え方になつております。

それから従業員のベースでございますが、これは実質上国立病院というような性格を持つておりますので、国立の施設でございまして、ベースとして、給与体系としましては国家公務員と同じベースをとりましておりまして、なお、先般来団体交渉等やりまして、たしか一般の公務員のベースよりも一律千円ずつ高くなつていられるわけでございます。まあこれも国家公務員のベースに準ずるという意味に千円高い分を減らしているわけでございますが、従ひまして、国家公務員より低いということはございせん。平均値をとりますと、あるいは就業年令が高い、そういうことで低いこともあるかもしれませんが、ベース自体としましては公務員ベース、プラス千円というベースでございます。

それからこの病院が經常収入支出を独立採算でやると、もうけ過ぎたり、あるいは赤字を出したりするいろいろな事態があるのじゃないかという御心配でございますが、なるほどあるうと思ひますけれども、まあ大体この一般の医療機関が、ことに病院が成り立っていつている状況でございますので、健康保険病院のように、初度設備、あるいは重要な機械全部国が出して見ているといふことでございしますから、また、税金もかかりません。償却も要りません。こういう状態でございしますので、他の一般の民間病院に比べて経営が困難である。それから

その困難さのしわ寄せが従業員のベースにくると、こういうことはちよつと考えられないことだと思ひます。むしろそういうことがあるとしますならば、それは経営管理の適当を欠いておると、つまり一般的に言ひ得るのじゃないかと思ひます。もつとも非常に立地条件の悪いところにおきましては一がいには申せませんけれども、一般的に申しますと、民間の病院が成り立つならば、この健康保険病院についてはもつと案にうまく、模範的な経営ができる。そういう意味におきまして、独立採算制度をとらせましても無理があるといふことは一応考えられないと思ひます。

○藤田藤太郎君 どうもそういうものの考え方が労働病院に出てくる、船員病院に出てくる、おかしいと思う。実際にあなたの方を考へているかと僕は言ひたい。政府管掌の健康保険の法律に従つて病院を作つた。建築をし、資材や機械を入れて、それでその健康保険の被保険者が中心の病院なんですから、その他外来の方々がおいでになることは、病院なんですからあなたがおいでになつてもお医者さんがおられるのだから見てあげたいと思ふ。そんなものをあてにして独立採算、そういうところは管理が悪いとか言われたけれども、この前全社連が来たときの質疑を、あなた談議録を読んだとき、今上がたつと、千円プラスと言ひますけれども、あのときの来た人の質疑応答の談議録を読んでもらいたいと思ひます。公務員の給与に準ずるといふことになつていまして、事実はどうだと言つたら、それは自信をもつて答えられまへんと言つていられるが、実際に低

いという事は明らかに言っている。公務員は共済その他によって、共済年金その他があるから、準ずるという事は、公務員の給与よりか何割か給与の面は高くなければならぬのに、公務員給与より現実低いという状態におかれています。なぜこういう病院の式のやつを、厚生省こそ改めるべきだと私は思う。実際のものを見て、そうして健康保険の患者が中心でちゃんと採算を立てて、そこで働いている人も公務員の給与並みで、その他外来によって、これは一般的な標準がありますから、収入を得たときにはその収入をどうするかというところに問題の視点を置かないと、外来がきますことを期待して、そうして独立採算制というふうなものの方がおかしいじゃないですか。健康保険で積み立てて出している人はどうなるのですか。保険料を出している人は、そういうことまで今の仕組みではもう意見を述べるような機会がない、実際問題として。健康保険組合ならもう直接一つの単位ごとと労使折半で委員が出て、評議員会で、委員会ですから、そういうことがガラス張りであるけれども、こういう病院の状態についてはものすごくいたくさんの人が加入していても実態もわからないし、意見を述べる機会もない。そういう状態のものをこちらでおいで、今のようないやう方というものは私は改めるべきではないか。これは保険料をかけた人が、事実はあなたの方のかけた金があるって、その全社連というところが、たとえばもうけて、おもなものはあなたの方のかけた金から出して、途中の幾らのものをもって独立採算制云々によって、労働者は、こ

こで働いている労働者は、病院の労働者が犠牲になっているというのを聞いたら、私は一般にかけている労働者は怒ると思う。そういう状態が全社連の行き方じゃないか。船員中央病院もそういう格好です。この前清水さんはそういうことはいたしませんとほつきり約束されました。船員中央病院のことは約束されましたけれども、これは私はそういう仕組みが悪いと思う。仕組みがもっと直結した——主役者は、保険者は政府なんですから、政府が健康保険で取り上げたのだ。政府が安んじたい安んじたい病院の中で、そこで働いている者が一体となって、みんながよくなるということではないか。だから、そういう仕組みについては一つ根本的に考えてもらわなければならぬのじゃないかと私は思う。まあだいたい先ほど来議論をいたしましたが、その問題点を私は指摘しておいて、その健康保険と組合管掌の健康保険とのこの格差というものをどうして縮めるか。どうして縮めるかという点になると、上を下に下げることではなくて、下を上へ上げることによってこの格差を縮めて、将来は共済組合を含めて健康保険というものの統一の構想が出てこなければならぬ、内容改善の上から。これが一つです。それから今の健康保険が運営している全社連の関係というものは、私は今申し上げておるよう感じているわけですが、だから管理というものをどうやってやるかということになってくる、厚生省自信のある答えができます

か、全社連全体の管理……。ガラス張りの中で、どの被保険者にでも見えてもらって心配のない管理方式を厚生省とっていただきますか、保険者として、全社連の病院について。
○政府委員(森本潔君) 前段の点につきましては、先ほど来大臣が答えたいした点で、目下検討いたしておる問題でございます。
それから第二段の点でございますが、これは委託契約におきまして、毎年一定の時期に、収支の計算あるいは財産の状況、そういうものをすべて一定の様式によって報告を徴してあります。それによって経理なり管理なりがうまくいっているかということと国として監督する。それからそのほか臨時監査と申しますか、監督もいたしておるわけでございます。その他一般的な方法において、公表はいたしております。報告を徴して、それによって所要の監督をいたしておるわけでございます。
○藤田藤太郎君 だから保険局ですか、私はほかのところにあまり触れたいくはないけれども、日赤なんかのあいう病院の運営の仕方を根本的に変えなければならぬ。日赤の問題があるわけですね。病院経営という問題がある。この全社連というのは非常に、健康保険法によってできてきた病院だから私はよく完全な格好にしてもらいたいと思えます。けれども、何やかや理由がついて、それで外来患者をとって独立採算制という格好で、社団法人でありますけれども、不明朗な格好で行なわれておる、私はそうしか考えていないのです。それはあなた、被保険者とそれから事業主が折半して出したやつを、そうい

う個々における意見は保険委員というものがあつて給付の面の相談はのるでしよう、その人は給付の面の相談やその他はのるでしようけれども、実際問題として今の保険のあり方という問題については意見を出す機会がないでしよう。だから、そんな状態におくならば、なおさらこの全社連のこの病院の経営については、法律によって作ってきた、この政府管掌の保険経済から出して作ってきた病院ですから、もっともっとガラス張りにして明朗にしなければいけないと私は思う。もしもたぐさんここでもうけたらだれが利益を得るのですか。欠損した場合も言えるのですが、欠損した場合はだれがそれでは欠損の負担をするか。利益を得た場合にはだれが利益を得るか、その病院の経営、全社連……ちょっとお答えを願いたい。
○政府委員(森本潔君) この収支の点につきましては、一応全社連が赤字、黒字につきましては責任を負うわけでございます。しかし、これはなお黒字が出た場合、これを何に使つてもいいというわけではございません。施設の整備でありますとか、あるいは研究費であるとか、あるいは待遇改善であるとか、そういう用途につきましては十分こちらで監督いたしております。黒字の場合はそういうことで適正な用途をはかればいいわけでございます。それから赤字の場合、これも原則として全社連という法人が責任を負つてこれを処理するということになっておりますが、通常の場合、それで私は済むと思ひます。これが、とうてい社団法人においては処理し切れないというやうな赤字の出た場合、かりに破産と

いう場合が起こるかもしれません。そういう場合には、やはり委託しました国の責任損害と申しますか、にかぶってくるんじゃないかと思ひます。
○藤田藤太郎君 そうでしよう。赤字が出てきたら、保険そのものが見なければならぬのでしよう。運営上、赤字が出てきたら、黒字が出てきたらどうするか。それは、それだけあったら自分分が勝手に使つていいということにならないでしよう、実際問題としては。しかし、この人たちの給料は幾らもらっているのですか。
○政府委員(森本潔君) これは先ほど申し上げましたように、国家公務員の……。
○藤田藤太郎君 いや、役員の給料で。○政府委員(森本潔君) ちょっと役員の給料につきましては、今幾らということをお覚えておられますが、大体同じような仕事をしておられます各種の法人がございまして、それとのバランスというのを考えて作つておるわけでございます。具体的な数字はちょっと覚えておりませんが、大体そういう方針で給料を支払つております。
○藤田藤太郎君 たとえば、政府関係の事業団の総裁、理事長というか、これは二十万円ももらっている。こういうことだというわけですか。
○政府委員(森本潔君) これは各種の政府機関がございまして、今お話を公庫というやうなものは、これは非常に格が高うございまして、二十万円ということになっております。それから事業団というのがございまして、それがもう少し安くて十三万円か何か、そう

いうふうな理事長の相場のようございまして、こういう法人になりますと、また格が下がりまして、それ以下というのが通常の扱いでございます。
○藤田藤太郎君 ども、事業主が作ってきた団体が……健康保険の被保険者も半分出しているのですからね。その金を事業主の団体がすうとそれを引き受けて、そうして結局、厚生省は、独立採算制だ、外来患者もとっているし、それで結局、しわ寄せはそこに働いている者にしわ寄せされて、もう一つしわ寄せするときは、結局制限診療となりますか、そういう状態になってくる。私は、そういうやり方はあまり賛成しませんね。直接、保険自身が自立体制で、あなた方保険者自身が任命した人によってやはり経営していくということではなければ、不明朗きわまると思うのです。まだ事業団なんというものならば、幾らかそれは違った格好でしょうけれども、不明朗きわまりないじゃないですか。この会計の立ち入り検査も何もできないでしょう。できますか、これ。別個に独立した法人ですよ。

○政府委員(森本潔君) どうも御意見は、こういう健康保険施設を国がみずからやったらいいじゃないか。国が任命するわけですから、国の職員で、そうして国の会計でやったらいいじゃないかというところが一つあるようでございますが、これは先ほど申し上げましたように、こういう特殊な施設でございますから、国がやるのがいいかどうかというところは、政策論として相当検討すべき点があるかと思ひます。それから立ち入り検査、それから業

務上の監督ができるかどうかという問題であります。これはもちろん委託がなくて、厚生大臣としましては、所管大臣として法人監督としての一般的な監督ができません。委託契約に基づきまして、委託事務につきましては十分に監督、検査ができるわけでございます。

○藤田藤太郎君 それは口で言うことはたやすいと僕は思う。問題は条件です。せめて事業団——政府の作った責任ある事業団でありましたならば、もう少し違った目で見られる。全然違った人格を持った社団法人、そういうものに今のような格好でまかすという感じがいいでしょうか。私はそれを監査もできる、何もできると言うけれども、お座なりになってしまふということになるはしませんかという質問をしている。それじゃあんまりじゃないですか。これは年金の積み立てなんかですと、金で支給を受けるという格好です。性質が違ふと思うのです。健康保険でしよう。みずから出した金によって保険の給付を受けて治療の場を保険経済から得るということになっていくでしょう。だから、これこそほんとうに密接な関係である。その一番密接な関係のものを政府みずから十分に監督できないような格好のものに、何か小医療器具とか、経営費を云々ということでは外患者までとって独立採算制なんというようなことを言うて、立ち入り検査でりっぱな管理監督ができるのですか。私はできないと思う。口では言えます。積立金でもそうなっていますと云えば言えるけれども、実際にできないじゃない

いのですか。またその役員をかえることは厚生省でできますか。特別な間違ひを起したとかなんとかいうなら別として、政府は監督的立場に——委託関係はあっても別の人格について、理事長を、この人は適當でないからやめさせなさい、この人は専務をやめさせなさいと言ふことができません。できやせぬでしよう。また、できるというなら少しおかしいと思う。別個な人格者の役員人事に政府が干渉することはおかしい。そうすると、結局できないということじゃないですか。何をやっていけない。口では言うても、立ち入り検査も何も十分なことではできやせぬでしよう。私はそう思う。そういうことでやっぱし直接やろうというところで事業団というような格好のものができてきたんじゃないですか。権限も、ある程度立ち入って、人事の問題、その他の問題に立ち入ってやることはできるというようなものがないと、健康保険でしよう。あなたは自信を持て言えますか。今の問題。

○政府委員(森本潔君) お話のように、法人につきましては、民法上の法人については、厚生大臣、所管大臣はこれは役員任免とかに介入することではできないことは、それは御指摘の通りでございます。それで、今のお話を承っておりますと、社団法人である全社連に対する監督というのは、これは法律上、制度上はできるが、なかなか今言ったように人事権もない関係上、うまくいかぬじゃないか、できるでしようか、これも思ひます。これも認

の気持としましては、十分な監督をいたしておるというつもりでおりますが、しかし、なお足らぬという議論もあるかと思ひます。そういう点からして、国がみずからやたら一番いいじゃないか、しからぬ場合に、委託する場合におきまして、法律で作った特殊法人の事業団という形にした方が監督という点では非常にいいじゃないかという点でございますが、監督という面からみれば、まさに私はその通りだと思ひます。また、そういう面のはかに、こういうものを見ます場合には、事業の運営がどちらがうまくいくかという点も、これも相当やはり問題があるかと思ひます。

監督ができて、それから予算、決算、人事、全部縛る。役所みたいなし、しようというものは、監督の面は非常に安全でございますが、事業の運営というか、やり方については、まあ官僚主義といいますが、これはよくないことでございますけれども、お役所式というふうな傾向が出て参ったり、長短いろいろあるかと思ひます。保険病院を国でやるか、あるいは委託するかというときにおきまして、最初のスタートにそういう点が議論されて今日に至っているわけでございます。今日の段階におきましては、今の方式が一番いいのだという私は断言はいたしかねるわけでございます。今申した三つの方式についてはお検討する必要があります。

○藤田藤太郎君 船員もこれも関係するわけですね。船員病院ですね。経営についてはあそこは労使が入っています。あそこは労使が入っていますけれども、

ども、厚生省の局長自身、私がこの前言うたら、入ってないと言われたが、課長も理事に入っていますし、やっておられるようだけれども、何かそこらに非常にあるまいじゃないかと私は思ふのだな。管理監督の立場にある人が、片一方の法人に対する理事に席をつらねて、具体的な内容はどうなっておるか知らぬけれども、そういう格好のものがある。それはまだ労使両方が入っているから、幾らか一般から見れば民主的な格好に見えます。しかし、これは全然そうじゃないじゃないですか。全然事業者だけの団体。財源のほとんどは政府が一つ補助しているのだから、労使が半分ずつ出している。それで肝心の病院経営をするのに事業者だけの団体を作つて、そこにこの病院を委託するのはおかしいじゃないか、私はそう思う。どうですかね。これはあなたで今ここでそれじゃ改めましますと言えぬじゃろうが、これはやはり検討してもらわなければいかぬと思う。僕は大臣が来たら大臣に確約しておこうと思う。これは検討してもらわなければいかぬ。また、清水玄さんだから、この前、船員中央病院のとき二人並んで来てもらったとき、あの人は今まで社会的なああいうお仕事をされているから、それは間違ひなくそういうことをあなたよく知つていないが、給与はどうですかと言つたら、国家公務員に千円プラスですとここで平気で言つておられる、そういうことでは監督はできませんというところと同じことじゃないですか。そういうことを私は言っているわけですよ。だから、具

去にあったかもしれません。しかし、今日の医療保険の趨勢からいいますと、すでに当局でも予防給付まで踏み切つてやろうという非常に突き進んだ考え方を持っておられるわけなんです。そうして見ますと、この分べんというものは当然疾病を伴う場合もあれば、正常である場合もあるわけなんです。これがそういう方向に持っていくという理由ですね、理由をまず第一に聞きたい。

○政府委員(森本潔君) この分べん給付とそれから傷病給付の関係でございしますが、これは私たちが方として考えておられません。これは全然別個のものでございまして、制度上別個のものであるべきものと考えております。それから従いまして、この分べん給付をどういうように今後取り入れるかという問題が出てくるわけでございします。療養給付と離れましてどうするかという問題であります。それでこれはILO百二号の関係からいいますと、分べんの給付はこれは現金給付でも現物給付でもよろしいが、ともかく本人負担があつてはならぬという原則がございします。一般の病気の場合約でございしますと、本人負担というものは過重な負担をかけてはいかぬということがございしますが、まあ一部負担ということがいわれる認めております。ところが、ILOの条項におきましては、分べんについて一部負担を認めてはいかぬという最低基準を作っておられるわけでございます。そういう点がございまして、日本における療養の給付の現状、それから分べんの給付の現状から考えまして、ILOの条約の要求するように百

パーセント現物または現金で給付するということとは少しだいたい段階ではむずかしいじゃないだろうか、将来の問題としては考えられますけれども、ただいまのところでは少し無理じゃないだろうか、こういう感じで、ただいまのような提案をいたしたわけでございします。

○竹中恒夫君 根本的にそこが問題なんです、今は無理だということとは僕はわかるのです。わかるのですが、将来の問題として取り上げるということなんです、分べんに対して一つの大きな一歩前進したというこの機会に——これを今改めるのじゃないのですよ。この機会に認識をより強く持つてもらいたいという意味で言うておるわけなんです。分べんが医療保険の給付外だという割り切り方ですね、これに私は問題があると思うのです。傷病手当金、いろいろな他の問題も医療保険にあるわけなんです。健康保険は病気だけが給付の対象であるということに対して、私は問題があると思うのです。特に分べんそのものは、多くの場合にこういうように入院したりする場合もあるわけなんです。から、やはり生まれてみなければ、異常でない場合もあるだろうし、正常分べんだと思つておつても異常分べんになる場合もあるし、そう簡単に、分べんはこれは生理的現象だからもう健康保険の給付から除外する、あるいは除外するのなしに現金給付でいいのだと、こういう割り切り方については、相当私は議論が出てくると思うのです。従つて、そういう議論のあるところ、一つILOでも今お話のように、直

接の経費の負担とあるいは間接の問題があるわけなんです。いわゆる間接には分べん費をやらばいいという考えでしよう。がしかし、私はやはり正しいほんとうの親切的医療保険のあり方からいけば、分べんに対してもできるだけ現物給付の建前をとつて、定められた指定された場所、施設で分べんさす、この費用を持つということではない、私はどうかと思うのです。せつかく分べん手当てを出しても、正当にそれを分べんに使う人もあるでしょうし、使わぬ人もあるでしょう。あるいは足らぬ場合もあるでしょう。いろいろな場合があるのです、やはり現物給付がいい。もちろん医療保険全体を根本的に今後

は療養費払いをするのだという考え方もありますが、そこまで議論が發展すれば別ですが、今のような考え方で議論する場合は、分べんというところは全然別問題だという割り切り方については、私は異論があるのです。また、経費の点等でも、予算等では大して影響がないという資料も私は多少持っているわけですが、すなわち異常分べんと正常分べんとの比率、あるいは正常分べんに伴うときの普通の分べん費用というのを見れば、むしろこの六千円を出すよりも普通の場合においては現物給付の方が安くつくということも考えられるわけですから、予算の面においてはどうかということは私はないと思うのです。考え方の面においては相当議論があると思うのですが、この機会にそういう考え方をもう一度議論を繰り返すのだ、やってみるのだ、研究してみるのだという気持をお

持ち願いたいということを申し上げるのです。

○政府委員(森本潔君) ちょっと私申し上げたことに誤解を招くようなことがあつたかもしれませんが私の申しました分べんというのは、いわゆる病気の治療というふうなことは別の一つのカタゴリーがございまして、これは当然予防給付と相並びまして医療保障、あるいは広い意味の健康保障の内容となり得るものである、こういう気持で申し上げたわけでございしますから、まあ結論は同じでございます。

それから今後の給付の仕方でございますが、ただいまのところは現金給付という形をとつたわけでございします。が、今後の問題としては、やはり現物給付に踏み切るか、あるいは暫定的に併用の道をとるか、十分これは今後検討すべき問題と考えております。

合においてはなおそれからかかるに下回つたような形の見舞金程度のもをやるという形は決まらぬという形ではないか。これは今回健康保険に對して、ある程度の御努力は下さると思つて、分べんが、やはり組合管掌とそう差別をつけるべきものでないし、先ほど藤田委員あるいは竹中委員からもお話のあつた通り、組合管掌であらうと政府管掌であらうと、同じ線にまでいくのがやはり社会保障の建前だと思つて、この意味で、もう少しこの面について考慮をわすらわれない。それから、ILOの社会保障最低基準の条約に入つてないのですから、それから、私はとやかく言うことではありませんけれども、あれでは直接給付も間接給付も認められております。しかし、十

条では、直接助産婦によつて介助せしめなければならぬというものが入つていないわけですね。でございします。で、間接給付でいふならば、直接助産婦にやられるかどうか、これは保証できないことなんです。一応入つてないからといふけれども、最低基準だ、最高基準でなくて最低基準がそこにあるのなら、少なくとも、そこまでいくのが私はあたりまえだと思つて。そうして今日まあ、あるいは保険関係からいって、未熟児とかあるいは精薄児とか、いろいろ問題がからんできまふけれども、そういう問題をさかのぼつていったならば、分べんあるいは妊産婦の健康管理ということから実際の問題が波及した根源がそこにある。そういう問題を抜きにして、そうして未熟児なり精薄児なり、あるいは妊産婦の異状になつてから保険給付として大きなものをわすらすという形が、

私は今の医療保障としての根本であるとは思えない。もっと事前にさかのぼってすべきであると思はる。保健婦を三分の一を国保で補助しているというのや、あるいはそういう形からきているのだと思はる。であります。

に、もうこの時期には、こういう分べんの問題に対しては、相当踏み切った形でいくのが、私は理想の線だと思はる。理想というより、それは当然行くべき姿だと思はる。でございますので、この際は、今すぐどうしようという事は、竹中委員と同じように私は申しませんし、私は今すぐどうしようという形形形でおったけれども、もうこの段階に臨んでそれを言うのは、まづいと思はる。来年度に対して局長は、それを目標にして考慮するという形である。あるいは来年度という形でないかもしれないけれども、行く行く考慮する。まあ私もこの前のときにも、考慮するという形は、もう久下局長時代から考慮するという形は言われておった。考慮する、考慮するという形で言われる。この問題をなおざりにして、そうして病気になるからあとこのいろいろの問題をするという形であったのでは、私は、もとをたださないで、そうして先の方だけをとかくしてこ入れし過ぎる形があると思はる。この問題に対しては特に考えて、そうして前向きな形をとってほしいということをお願いしたいと思はる。

○政府委員(森本潔君) たいだいま三点ほどについて御質問がございました。いずれもごもっともな御意見でございます。ただいまの段階では、御指摘のように不十分な線でありまして、今後十分検討したいと思はる。まあそ

こで、これは先ほど来申し上げております保険制度の曲がりかどにきておられます。どういふように総合調整してよくするかという問題の一端として考えております。十分検討したいと思はる。

○横山フク君 それから先ほど竹中委員が国保の問題にはからんでいないというお話だったですね。健康保険の政府管掌と組合管掌とは同じ内容にするという事が望ましい問題じゃないか、それに対して何らかの考慮をすべきじゃないかというお話で、それに対して局長からしるべき御答弁があったのです。

しかし、私は、国保に対して、同じ保険の対象として同じ線にいくべきだと思はる。ことに国保の問題を見ますと、国保の場合ですと、家族でもって、国保にするというのと、保険料金額が高いという形でもって家族でもって使用人なんかいたしまして、そうして五人、六人、七人あったらそれは使用人という形で、それは税金をのがれる形もありすけれども、同時に、あるいは取締役になるとかいう形でもって一つの会社を作った、そうして全部が使用人になって、そうして全部が健康保険の対象になる。ある程度の人にはみな健康保険の対象になる。この人たちがみな健康保険の対象になるべく何らかの工作をしておる。そういう線にはずれた人々、そういう人たちがただで国保をやっていますから、そうして、しかも、病気になるというの、そういう人たちが少ない上に、もつといたったもつと掛金が少ない上に、もつといたったならば、あるいはここに医師、歯科医師の方がいらっしやるけれども、医

師、歯科医師の人たちは所得が大きいわけですから、だから、国保になったら掛金が高くなる。この人たちは同業の特別組合を作っておる。そこでやっておる。そういうふうな掛金を多く出せる人というのは、みな何らかの形でもって保険組合を作っちゃっているのです。そうして残された人たちが国保を作っている。そうしてその人たちは政府の医療給付の人とすれすれの人たちである。ですから、もつと満足な給付内容があるはずがない。これでは私は、社会医療保障という形からいって、ほんとうの医療保障という形ならば、むしろ、貧しい人は掛金が少なくて同じような医療を受ける形に持っていくためにはどうするかという形にしなければならぬ。先ほど局長は、とりあえず前進段階として、まず、できるだけ目標をどんどん高くしていくというこでもって、これは法律で組合は組合、政府は政府でやっておるという形ですけれども、そういう形が今も、また将来に続いていくのが妥当かどうか、疑問だと思はる。たとえ、こで年金にしても、年金は各種年金の横の統一という形をとっておると同じように、医療保障の保険問題は横の統一をとる時期にきているんじゃないかと思はる。こういうことで、国保もすべて仲間に入れて同じ仲間であるという形にして、特段の考慮を払って、そうして来年度に何かその点についての前進のあり方をとっていただきたいと思はるのです。

○政府委員(森本潔君) 全く同じ考えでございます。目下どういふようにしたら一番うまくいくだろうかという具

体案をせっかく検討中でございますので、その辺御了承いただきたいと思はる。

○坂本昭君 私もこの際、ただいま問題になっております健康保険法等の一部を改正する法律案の中で、特に分べん費の問題について、若干厚生当局的御決意のほどを伺っておきたい。それは皆保険下におきましては、あらゆる労働者だけではなく、母体の保護あるいは妊産婦の保護、こうしたものが全部保険の対象とならざるを得ない状況になっておる。そういう中で、この保険当局は、保険の制度の問題あるいは財政の問題、そういうことだけでこの事態を見ておられるので、幾つかの間違いや、あるいは誤った見当をおつけになるのではないかと、そう思はるのではありません。で、今、私は、統計で妊産婦の死亡の状態を今見てみましたところ、日本の場合は、十万人の出生に対して昭和三十三年の統計であります、百七十一、このときにアメリカは四分の一ぐらいの四十一、それから西ドイツも百二十七、フランスは五十七、イギリスが四十八、スエーデンは三十六、日本における妊産婦の死亡率が非常に高い。それからまた、乳児の死亡率も決して低くはない。こういう中でこの母体の保護や、あるいはまた、生まれてくるところの新しい新生児の保護については、私は保険の財政の動向ということよりも、国の方針として、もつと一生懸命にやる必要があると思はる。これはたとえば保育所の問題につきましても、厚生当局が扱っているのは保育に欠けたる児童というものを児童福祉法の対象として保育所を運営しているのであって、また、児童局

長自身も、そういう意味で乳幼児というものを考えておられない。安藤次官、一つ聞いておって下さい、きょうは大臣のかわりですからね。そういう点で何もかもがそれぞれ自分の持っている行政機構に当てはめてやるとしている。この分べん費の問題でも、私が一番遺憾に思はるの、健康保険での取り扱いの問題、これは今までのいろいろと議論されてきました。そういう根本的な問題、それからさらにまた、今度こうして分べん費についてよりよく引き上げて六千円まで引き上げるような措置がとられるに至りました。この前、局長の説明を聞きますという、病院だと診療所とか助産所とか、家庭で見られた場合の分べんの実費は八千円、七千円、六千円、五千円で平均すると六千円ぐらいだから、それです。この際は六千円に引き上げたいというふうな御説明でしたけれども、この内容についても別の資料で見ると、もつとはるかに高いように思はる。たとえば、病院へ入院された場合の費用は九千七百円ぐらい、あるいは診療所へ入院した場合は七千九百円、これはもう八千円程度であります。また、医師が外来で見ている場合は六千円をこえている。助産所の場合は七千三百円をこえている。また、助産婦さんが外来で往診をした場合は五千円を若干こえている。こうした点で、なるほど六千円に上げられたことは、これはまあ一歩前進であります。しかしながら、まだまだ基本的には妊産婦あるいは新生児あるいは母子に対する保護の点について、健康保険あるいは、またあとで議論しますところの日雇健康保険について、きわめ

ます。それから子供に対する手当の間

ことになる、そうすると、開業助産婦の圧迫になるし、同時に、保険体制に組み込むために非常な支障になるの、そういうことのないようにということが附帯決議の真意であつた。そしてこれは社会党もあるいは無所属の方

をすべきであると私は思うのでござい

約束を、善処ということではなくて、

それも、一切のものをその保険から出

して経営をして、ガラス張りならばいいのだけれども、ある一定の段階までは政府というか、保険者が出して、そ

うしてある下の方の問題はそれにやらして、そうして外来とか、独立採算制とか、不明朗なことがあるから、せめて事業団ですね——本来ならば直接やるべきでしょうけれども、せめて事業団という、人事の面にも、いろいろの面にも責任体制のある形でこういう経営をやってもらいたい、こういうことを根本的に研究してくれということを書いてあるわけで、そういう工合に理解しておいていただきたいと思ひます。

○政府委員（安藤寛君） 藤田先生の御質問の点についてよく理解できました。ただいまお述べになりましたような点について、十分善処するように努力いたします。

○小柳勇君 藤田委員の質問とも関連いたしますが、政府管掌の健康保険の医療給付の国庫補助が年を追って減って参っておりまして、五十六年度三十億円、五十七年度が三十億、五十八年度が十億、五十九年度十億、六〇年度五億とだんだん減っておるということで、これは保険財政の健全化によって減ったと思いますけれども、藤田君の発言の全社連の方の給与問題についても、先日当委員会に呼びましたら、四苦八苦した理事者の答弁でございました。きのうの予算委員会でも質問があったように、税の増収も九百四十億をどうしようかというくらいにあるのですから、こういう時代に国庫補助をだんだん減らしていくということについては理解できないわけです。こういう時期こそ、保険事業とか、あるいはその他社

会保障の面に国庫補助をして、もっと健全な保険体制を確立すべきだと思いが、いかがでございますか。

○政府委員(森本潔君) 御指摘の通り、政府管掌の健康保険に対する国庫補助は、最初はほとんどなかったわけでございます。御存じのように、ほとん

んど自前であつた。ところが、昭和三十年前後の赤字のときに際會いたしました、そのころから初めて国庫補助という制度ができて参つたのであります。最初はなかつたというのが実情でございますが、赤字を機会に補助制度が作られました。その後御指摘のように、三十億が十億となり五億になりして、實際の額は減つて参つております。これも実情といたしましては、當時の赤字財政が黒字に転じ、やや楽に

含めまして、目下制度の総合調整の一環として検討いたしておるわけでございます。

○小柳勇君　そういたしますと、国庫補助がなお減るように御検討されているのですか。ふやすように御検討なされていのですか。

○政府委員(森本潔君) 減らすという
ような方向ではございませんが、とも
かく弱い保険に對しましては、今以上
に國が助成をせなければ他のいい保険
に追いつけないというのが現状でござ
いますから、減らす方向というのは、
これは現実論として矛盾した行き方で
ございます。ともかく、もう少し國が
助成をして、弱い保険をいい保険にし
ていくという方向で検討すべきだと考
えます。

○藤田藤太郎君 一言申しておく。それはしかし局長、そういうおぎざりの答弁だったらいかぬと思う。もっとやはり明らかにしておかなければいかぬと思う。一部負担するために、三十億の国庫負担はこれから永久に続けていくという国会で総理大臣が来て約束したやつを、それをなくした。そうでしょう。そういういきさつの三十億が、十億になり五億になっているのです。そこに医療の改善をするという約束を政府がして、それを政府が約束をたがわして、補助費は一部負担と引きかえですよ。一部負担と引きかえの三十億というやつが今五億しかやってない。これが問題なんです。私はその議論を、最初に言ったように、そういう議論はきょうはいしたしませんがともと言ったんだが、それはよく理解してもらわねと、あの当時あんたは局長じゃなかったからなんですけれども、そ

それはきちつと理解してものを言うておいてもらわぬと困る。

○委員長(吉武恵市君) 速記をやめ

て。

〔速記中止〕

○委員長（吉武恵市君） それでは速記を始めて。

○藤田藤太郎君 それじゃ一言だけ大臣に総括的に質問申し上げておきたい
と思います。

先ほど大臣がおいてになったときに、政府管掌の健康保険の内容を改善する、そして将来の構想として被用者健康保険というような構想に立って一番底上げを政府管掌の健康保険にす

る、まあこれは努力する、こういうお約束でありました。

もう一つの問題は、政府管掌の健康

保険というのは、政府は今五億の補助を出しているわけです。これは前の約束があります。それは今聞いてもらいけれども、そういう格好で今まで三十二年の健康保険改正のときの約束もあることでございます。政府が政府管掌保険のめんどろを見て内容改善をする、こういう約束は総理までもしておられることでありますから、これはぜひ一つ熱意を持って考えていただきたい。

それからもう一つは、法律に基づいて建てておられる病院の管理を全社連という使用者の団体においてこれが運営されている。そしてその運営の状態を見ますと、建物や大きい器具だけをその保険者が出して、あと経営その他は外来の収入によって独立採算をやれい、と、こういう形でございますから、なかなか不明朗なものがある。で、たとえば、給与の面にも問題が起きてい

るのも、一つの原因がこういうところにあると思うわけであります。だから私の申し上げたいのは、少なくとも

の運営委託されているところの人事の問題、その他、政府の監督が上から下までびったりいくように、せめて、あの事業団くらいならましなものでありますけれども、違った社団法人の人格にそういう形で委託関係を持たれているところの非常に問題があるのでないか。だから、これは早急に改めていただきたい。船員保険病院におきましても、あそこは労使が入ってやっておりますけれども、もっと、本来いさば国が直接やるべきが私たちはいいと思っておりますけれども、それまでになかなくとも、せめて政府が上から下まで監督する体制、また、それができ

得る体制の形でこの業務がやれるような格好というものを早急に考えていた。だきたい。これが一つでございます。それからもう一つは、いろいろ申し上げますと、たとえばILOの社会保障の最低基準からくる百二号の問題からして、この法律改正になっております問題の分べん、その他を取り上げてみても、なかなか問題があると思ひますので、うういう問題も、この法律は一応ここまで努力をされたのであるが、そういう問題も根本的に積極的に御検討いただくということのお約束を一ついただきたいと思うのであります。

○國務大臣(古井喜實君) 政府管掌の健保に対して国の一般会計から三十億繰り入れると、こういう問題であります。が、この問題、なかなか大蔵省が聞きませんが、しかし、そうしたいものだと思ひますので、できるだけその

方向で努力をしたいと思っております。

それから病院の経営を全社連でやっておりますことについてお話であります。また自まかないでやっておりますという経営の立て方に無理があるのかもしれません。で、機構の問題ですぐるのか、経営のやり方で片づくのか、その辺はあるいは問題があるのかもしらぬと思ひます。あわせて検討してみたいと思ひます。

それからILO百二号の水準に持つていくために、まあ分べん費などの一必ずしも分べん費に限っておしやうたわけじゃないかと思ひますが、百二号の水準に早く持つていく、そういう考え方で一生懸命やるのかと、こういう御趣旨がなかつたかと思ひます。百二号の百二号の關係は、あの百二号の一体最低水準というものが日本の実情に合うのか合はぬのかということ、議論があるようでもあります。日本の方がぐうとあれより進んでゐる面もある。また、おくれしている面もある。全体的にいえば必ずしも劣つたともで言えぬかもしれぬのに、非常に日本の実情からいってあの通りにやつたのがよいのか、問題があるという論もございませう。その辺はよく考えなければなりません。なりませんが、やはり将来の問題として、國際に考えてもあつた基礎というものは、その基準との關係をよく考えなければならぬと思ひます。そので、そういうことを役所の中での長期計画を今練つてみておるのではありませんけれども、そういう中で問題に出して検討してみているところでありませう。まだ結論にも至っておりませんけれども、そういう状況で大いに

関心を持つて検討してみるところでありますので、その辺を一つ御了承願ひたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 もう一つ、ILOの百二号の社會保障の最低基準の問題は、あの当時、日本がILOに参加する運動の中で熱意があつたときで、ILO協会の政府も入つて、條約の檢討委員會を開いてこれを批准しようじゃないかといふところまでいって、おつた、ところが、いつか知らない間にぼけてしまつたといふ歴史がありまから、こゝろあたりよく、批准をどうのこゝろの議論は今までいたしましたし、今いたしませんけれども、そういう歴史的な経過がありながら、いつか知らぬ間に消えてなくなつてしまつたといふ關係が、あの條約は特別委員會を持つて檢討した條約でありますから、だからそういう意味も十分にお含みをしていただいて、あの條約の批准の問題について考えていたいただきたいと思ひます。

○委員長(吉武憲市君) ほかにございませうか。——御發言もなければ、これに質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(吉武憲市君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(吉武憲市君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(吉武憲市君) 御異議ないと思ひます。

認めます。これより採決に入ります。健康保險法及び船員保險法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(吉武憲市君) 全会一致でございます。よつて健康保險法及び船員保險法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(吉武憲市君) 報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉武憲市君) 御異議ないと思ひます。さう決定いたしました。

○委員長(吉武憲市君) この際、厚生大臣より發言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(古井喜實君) 岩手、青森両県下に起こりましたあの不幸な大火の問題につきまして御報告を申し上げたいと思ひます。

まず、被災地区と災害の状況でございます。岩手県におきましては、宮古市、それから田老町、岩泉町、それから田野畑村、普代村、このように一市二町二村にわたつて全焼いたしましたものが八百九十九世帯であります。青森県におきましては八戸市でございます。六百年世帯焼失したわけでございませう。このような災害が起こりましたことは、関係地区の皆さんに対してまことに御同情にたえないところでございませう。これに対する対策といたし

ましては、さつそくにこの関係地区に災害救助法を發動いたしました。その救助費に対する国庫負担分につきましては、岩手県一千百万円、青森県八百万円をとまか概算として交付するといふことに準備をいたしております。なお、状況によつては現地に臨時の保育所も開設したいと思ひます。

○坂本昭君 ちよつと関連して。ただいまの御報告に接しまして、青森県、岩手県、両県の被害者の人たちに深甚なるお見舞いの言葉を申し上げたいと思ひますが、特に私つて先ほど聞いたのは、八戸市は先般津波のときに非常にひどい被災を受けた所でございます。その津波で被災を受けて、さらに加えて、せつかく復興の途路にあつてつういふ災害を受けたことに対して、まず伺ひたいのは、つういふ災害の上にもまた災害を重ねておる場合に對して、これはまあおそく国会末期でありますけれども、特別な措置をとられると思ひますが、どういふお考えでおられるかをこの際特に伺ひたい。

それともう一つ。今ちよつと初夏を迎えて、伝染病その他非常に危険な流行期であります。私が先ほど伺つたのは、この前チリ津波で災害を受けた診療所、町の中央部の診療所でありませう。そしてあの災害に伴つて特別立法によつて診療所がやつとでさう上がつたかいたやうな感じがします。機械類が整備されたかどうかといふところでも、ついで先ほど聞きますといふと類焼してしまつたと、非常に熱心な医師であつて、津波の場合も一生懸命中心で働きましたし、また、青森県における小児麻痺の流行のときにも一生懸命働いた人であります。私も先ほど直接それを伺ひまして何とも慰めようがなかつたのでありますが、こゝろのことについて——おそくこれは診療所だけじゃありません、がしかし、特にこゝろ重大な場合に、こゝろした診療所を中心としてどういふ緊急措置がとられるか、その点だけこの際伺ひたいと思ひます。

○政府委員(太宰博邦君) 便宜私から御説明申し上げます。

八戸市は、宮古もさうであります。が、先般のチリ津波の際にも被害を受けておりました。また今度再び不時の災害を受けたといふことでまことに同情にたえないのであります。まあ災害のことではございませう、前の薪手はすっかり回復しておらないかもしれませう。その点につきましては、まあ災害救助法の關係は府県でもつて負担いたしますが、当該市町村には有形無形のやはり損害があつたろうと思ひます。さういふ点は、これは交付税その他におきましてできるだけのことを考えたと思ひます。

それからお尋ねの伝染病關係でございますが、今回の場合は山火事からの飛火でございます。従ひまして、あの

よく風水害等に伴う場合に比較いたしますと、伝染病関係の方は、まあその点からいへば被害が少なく済むのじゃないかということを一応現局の方でも考えているようであります。しかしながら、そのあとの家や何かを焼かれたことに伴う衛生問題ということが当然起こって参りますので、かような点についてはもちろん万全を期して参りたいと思います。

それから診療所の関係がございます。これはなおよく検討させていただきます。きまして、できるだけのことはいしたいと思っております。

○藤田藤太郎君 　また八月、九月ごろは台風の時が来て災害が起きると思ひます。これまた、よく仮設の住宅の問題が問題になるわけですが、政府の基準でいくと三分の一、この前のときには五〇%ぐらいお建てになったようですけれども、そういうようなのを含めて、これは焼けてしまったら何にもなくなってしまう。だから、仮設住宅の問題は今後の災害とあわせて、さしあたり入る家を何か一つ総合的に、法律基準があるからということになしに、将来の問題を考えて、もっとふやさないと気の毒じゃないかということ。今頭に描いているのですが、そういうような配慮をしていただきたいと思ひます。

○委員長(吉武恵市君) 　それでは次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、衆議院において修正されておりますので、修正点を衆議院の決議者より説明を願うのが建前でありま

すが、便宜上、政府から要点の説明を聴取して、本案の審議を進めることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉武恵市君) 　御異議ないと認めます。

便宜上、政府から説明をお願いいたします。

○政府委員(森本潔君) 　先般、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を衆議院で御審議願ったのでありますが、その際修正になりました点を申し上げます。お手元に法律案の修正案を御覧、それから法律案、それから横に一枚刷りにしました表と、三枚お配りしておりますが、それで修正されました要点は、要綱にございまして、四の表の点がございまして、要綱よりも横書きの表の方がわかりやすいと思ひます。横書きの表で御説明いたします。

修正の第一点は、保険料でございますが、ここにございまして、現行と、それから政府原案、それから修正案と、三つの欄がございまして、政府原案におきましては、一級保険料三十円、二級保険料二十円、三級保険料十八円という案でございまして、修正案におきましては、一級二十六円、二級二十円、それから三級は削除する、こういう修正でございまして、

それから第二点は、傷病手当金の支給日数でございますが、政府原案におきましては、二十一日でありましたのを、二十二日に修正になりました。

それから第三点は、傷病手当金の支給額でございますが、原案におきましては、一級三百三十円、二級二百四十円、三級百七十円とありますのを、一級三

百三十円、二級二百四十円、三級を削られました。

それから第四点の出産手当金の支給額につきましては、傷病手当金の支給額と同様の修正でございまして、

以上でございまして、

○坂本昭君 　日雇健康保険の問題につきましては、当委員会では昨年来、特に関心を重点をもって討論をし、審議を尽くして参った点でございまして、特に政府が新しい所得増進計画の中で、農業基本法を施行したり、あるいは都会において臨時工、社外工という人たちがあふれ、また、失業問題、こうした中で日雇労働者というものの立場と、また、その重要性というものは今までになく非常に重要性を帯びて参った、そう信ずるものであります。特に先般来当委員会、わが国の社会には明暗二相がある、二重構造がある、そういう中で、社会保障が重大なる役割を果たさなければならぬ。特に国民所得を再分配する中で、暗の面、低所得の人たちに対して重点を置かなければならぬ。この日雇健康保険の対象は信じております。この日雇健康保険の対象になっておる人たちは、まさに低所得層の人たちをもつて占められておるものであります。

そこで、まず第一に、資料の中で、日雇健康保険の対象は九十三万人であつたと思ひますが、この人たちの家族構成がどうなつておるか、あるいはまた、その人たちの生活状況が、いわゆるボーダー・ラインの中でどうなつておるか、特に日雇健康保険の対象になつておる日雇労働者の中には、生活保護の、いろいろな教育扶

助とか、その他、そういう面の扶助を受けておる人もあるやに聞いております。その辺の日雇健康保険の対象者を当局はどのように理解しておられるか、その点をまず概括的に御説明いただきたい。

○政府委員(森本潔君) 　日雇保険の被保険者の家族構成でございまして、家族の数は平均いたしまして、被保険者一に対して一・三人でございまして、

それから第二の、これらの被保険者の所得の状況でございまして、これがどの程度のものになつておるかという点でございまして、一応こういう見方をいたしております。お手元の資料の四十三ページというものがございまして、横に長い紙でございまして、この表の一番上の改正の欄の保険料のところをごらん願ひますと、平均賃金、一級の平均賃金が六百七十二円で、総数の四六%を占めておる。それから二級につきましては、平均賃金が三百七十六円でございまして、これが全体の四一%を占めておる。それから三級に至りましては二百四十円でございまして二%、こういうような割合になつております。

それで就労日数でございまして、これが大体二十一・五日ぐらいでございまして。従ひまして、一日の賃金に二十一・五をかけますと、大体一カ月の収入というものが出て参るわけでございまして。一例を申し上げますと、二百四十円かける二十一・五日でございまして、約五千円ほどでございまして、これが全体の二%でございまして、それから二級というのに該当しますものが三百七十六円でございます。これで約二十倍といたしますと七千四百円でご

ざいますか七千五百円、これが全体の四〇%であります。それから高い方になりますと、六百七十二円で、これを二十倍でございまして、一万三千円ぐらいになります。こういうことでございます。

なお、この三級に該当します人は、これも、これ専門に働いておる人と申します。終日働くという人もあります。中にはパートタイムといひます。か、そういうような人もあるのございまして、一応今申したような数字でこの所得の状況があるわけでございまして、

○坂本昭君 　あとのごまかいことは省略して、この際、この日雇健康保険の被扶養者が病気になる、あるいは長期疾患になった。そうした場合には、今のような約五千円そこそこではどういふその半額の療養費を負担することはできない。従つて、当然生活保護の医療扶助を受ける例が非常に多いと思ひます。そのパーセントはどの程度でございまして、

○説明員(加藤信太郎君) 　便宜私からお答えいたします。実は日雇労働者健康保険の適用を受けておる人々の抽出をいたしまして、本人の申告で聞いたわけでございまして、従ひまして、この種の申告はどちらかといへば本人はあまり実益がない場合には申告したくないのが実情でございまして。従ひまして、今申し上げる資料がそのまゝ実数とは考えられませんが、もう少し多いのが実態ではないかと私どもは想像しております。それによりまして、調査をいたしました全体に対する割合は、生活扶助が三・一九%、医療扶助が一・三六%、それからその他の扶助

が三・三六%、それからその他の扶助

が〇・八一%でございまして、まあ私もが想像しているよりもはるかに低く出ております。これは先ほどから申し上げていきますように、税務署が参りますと数字は低く出る、総理府が家計調査をいたしますと収入が高くなる。この種のことはあまり人に吹聴したいことではございせんので、どちらかといえども益のないことは言いたくないというのが実態でございまして、私どもが手元に持っておる資料は完璧ではございせんが、予想よりも少ないということでございます。

○坂本昭君 これはまあ保険局の行政担当者を責めるわけにはいきません。が、厚生省全体としては、私は、これは若干怠慢を批判したい。それはすでに労働問題の中で失対事業あるいは日雇労働者の問題を論ずるときに、低賃金のために四分の一は生活保護を受けているということはもう今までに何度も議論してきているんです。従って、日雇健康保険の対象の人たちが、これが病気の場合にさらに医療を受けざるを得ないということは私はもっと多いだろうと思う。ただまあ今私の質問が悪かったんで、今の返事だと、つまり日雇健康保険の加入者の中で生活扶助が三・一九%というんだから、何も日雇健康保険に入っておって病気になるて療養している人が生活保護を受けているというのではないんですね、これは。そうすると、この数字は私は全然違うと思うんですね。ということは、こういうことで日雇労働者の実態を保障当局が見ておられるとすると、これは僕は実に事実の認識を誤ることはなほだしいと思わざるを得ません。私は、失対あるいは労働省

の労働関係の中で働いている人たちが実は生活保護を受けている。日雇いで毎日賃金を受けながら、もちろん賃金は、あなたは先ほど平均を出しておられましたが、P.W.に対して七割、八割かけられて、しかも地域によるというと同じか二三百五十円あるいは三百円ときまっておつても、二十五級ぐらい階等があつて、たとえば年々たおばあさんの人たちあたりだといふとずっと低い。一番低いのは百六、七十円ぐらいの低い賃金しかもらえないという人たちがあつて、その二十八枚のスタンプを張っておれば日雇健康保険の中へ入ってくるのでございせん。従つて、そういう人たちが構成されているところの健康保険が、約百万足らずの日雇健康保険であることは、この実態を一番最初につかんでいただかないといふと、あなた方がこれからいろいろ算交渉をやるにしても、給付内容を変えようとしたつて情熱が沸いてこないと思うんです、その事実がわからぬといふと、でありますから、今のこの数字は、あなた方としては日雇健康保険は一つの被用者保険であつて、若干の生活保護はあるけれども、まあそれは百人に一人か二人ぐらいのものだ、そういうふうな安易にお考えになつておつたのでは、これはその日雇問題をおこすから議論していくのに全く焦点が合はなくなつてくると思つて、この際特に局長さんから日雇健康保険の対象の人たちの生活の実態、それについて今の統計はまあともかくとして、もう少しあなた方の見解を披露していただきたい。

○政府委員(森本潔君) まあ数字で申す。上げた方がよいと思ひまして一応数字を申し上げたのでございせんが、前にも申し上げましたように、先生も御指摘になったように、やはりこれは低い人は非常に低いのでございまして、二百円足らずの収入の方も相当ございまして、それから実態調査したものの結果を先ほど平均で申し上げたわけでございますけれども、上の方へ参りますと、やはり千円以上とか千円程度の日収のある方もあつてございまして、一言に申しますと、相当高いのも、まあ健康保険の標準報酬でいいますと二万円近い方も相当おられる。しかしながら、まあ平均的に申し上げますれば月収が七千円程度が普通である。それから低いのはやはり三、四千円程度というように、非常に高いのと低いのが他の保険以上に差があるわけでございます。しかもその差のあり方が、高いといつてもそう高いわけじゃない。まあ二万円とかといふことで、低いのはこれは非常に低いわけでございます、ともかくまあ過半数はいわゆる低所得者と申しますか、そういう階層に属する人であつたと大づかみに考へております。

○坂本昭君 先ほど局長の説明の中に、二万円ぐらいの者も相当いてといふふうに発言しておつたのでちよつと問題があると思つたのですが、あとの説明では日雇健康保険の対象者は低所得層と見るのが至当である、そういうふうな結論的に申されました。で、この点は私は正しいと思つております。そうなんでしょう、首かしつけているんだけれども。

○政府委員(森本潔君) 申しわけありません。上げた方がよいと思ひまして一応数字を申し上げたのでございせんが、前にも申し上げましたように、先生も御指摘になったように、やはりこれは低い人は非常に低いのでございまして、二百円足らずの収入の方も相当ございまして、それから実態調査したものの結果を先ほど平均で申し上げたわけでございますけれども、上の方へ参りますと、やはり千円以上とか千円程度の日収のある方もあつてございまして、一言に申しますと、相当高いのも、まあ健康保険の標準報酬でいいますと二万円近い方も相当おられる。しかしながら、まあ平均的に申し上げますれば月収が七千円程度が普通である。それから低いのはやはり三、四千円程度というように、非常に高いのと低いのが他の保険以上に差があるわけでございます。しかもその差のあり方が、高いといつてもそう高いわけじゃない。まあ二万円とかといふことで、低いのはこれは非常に低いわけでございます、ともかくまあ過半数はいわゆる低所得者と申しますか、そういう階層に属する人であつたと大づかみに考へております。

○坂本昭君 日雇健康保険の対象者は約百万、これは低所得層に属する人たちである。高いといつたところで二万円以上なんというのはそうざらにいるものではない。この六百七十二円という人たち、これでもさへも、一万三千円、これでもさへも公務員に比べたら半分以下であります。こういう点でまさに日雇健康保険の対象は低所得層の人たちであるといふことを十分おつかみにしたならば、今度のこの改正の中で、私はここに資料としても出ておりますが、社会保障制度審議会からもあるいはまた、社会保険審議会からも出ています、社会保険審議会から出ている財政対策——一番大事な財政対策については、三割五分に終わったことは遺憾である。しこして借入金による措置は不満である。この「遺憾」であるとか、「不満」であるといふことは、僕は最大級のこれは抵抗であらうと思つております。安藤さんはラブレターもらつたことがあると思つてますが、まあ女性にはこんな「遺憾」といふつまらない字は書きませんけれども、「遺憾」である、「不満」であると言われたら非常に最大級の抵抗ですよ。とお思ひになりますか、いかがですか。

○政府委員(安藤覚君) ラブレターではあまり経験がございせんが、しかし、日常の言葉でもその言葉は相当きついやはり言葉だと思ひます。○坂本昭君 温厚なる安藤先生がやはり言われたのですから、私はなぜかういふ発言を、これは社会保険審議会だけではありせん。社会保障制度審議会も比較的強い言葉を使つてゐるのは、一番大事な国庫負担の問題、ことに日雇健康保険は赤字である。そして

その対象は、働きながら、毎日日々日雇いで働きながらなおかつ貧乏であるボーダー層の人たち、私はこういう人たちに對して生活保護に転落させない、そして生活保護に転落する一番大きなものは病氣であります。七割から八割だつたら、日雇健康保険に對するこの国としての責任は私は全力を尽くしてやるべきだと思つてゐる。むしろ生活保護に金を費すよりも日雇健康保険に十分な金を費して、たとえわずかなりの金といへども勤勞の喜びを味わう、私はそういう態度をとるべきだと思つてゐる。まあ三割五分の国庫負担しか、引き上げるにとどまつたといふこと、私はこういう点については非常に不満であります。非常に不満である。これはもう遺憾であるなどというやうなことは済まされないので、これはよほど、温厚なる、大体厚生省には味方をしておる末高会長としては、これは最大級の言葉であると思つて。だから、今回三割になった、三割五分になったとしても、われわれとしてはこれは納得できない。で、あなた方が日雇健康保険の対象である日雇労働者の今後における低所得者の地位を向上させるという点から一体どういふ今後お考えを持っておられるかをこの際特に承つておきたい。

○政府委員(森本潔君) まあ御指摘の通りの状況でございまして、御承知のように、日雇いの被保険者からの要望といつたしましては、療養の給付については少なくとも健康保険並みのサービスをしておらうといふのが基本的な要求でございまして。療養の期間とかその他いろいろございまして、これは

味において使われるということは最も願わしいことだろうと存じます。ただ、ここに五割、六割という限界を置くということ、そのことについては私が今先生のお説に共鳴申し上げたこと以外に、あるいは技術的にか、何らかあるであろうと存ぜられます。その点は私は具体的にとかく申しませんけれども、そうした先生のようなお説、考え方の方向に向かってぜひこれは進まなければならぬと同調いたすものでございます。

○坂本昭君　まあどうも次官の返答ではなかなかそんなまやさしいことではちょっと納得いたしかねますけれども、あともう少しお尋ねしたいことがありますので、次に質問いたしますが、今回は日雇健康保険については五千万円、これは医療費の負担に伴う分が出ておりますね、これはどういう計算の根拠から出ているか簡単に御説明いたしたい。

○説明員(加藤信太郎君)　お尋ねの五千万円のことにつきましては、実は日雇健康保険の場合には、三割を三割五分国庫負担と上げたのであるからという意見もございましたが、この財政が非常に苦しいので、もう少し何とか財政援助をしてもらいたいということで最後に話がまとまりましたのが、つまりでプラス五千万円ということでございますして、積算の根拠はございません。

○坂本昭君　ちょっと待って下さい、そうすると、今の五千万円というのは三割以外に、つまり三五割プラス・アルファというアルファと、医療費の一〇割引き上げのベータというアルファとベータを足したものが五千万円、そ

ういう意味ですか、だとすれば、アルファとベータは少し内容を明確にして下さい。

○政府委員(森本潔君) この五千万は一〇%の医療費引き上げに伴いますところの手当として国庫補助するのでございませう。ベータはございませう。アルファだけの分でございませう。

○坂本昭君 ですから、そうすると、それは七月以降の一〇%引き上げとそれに伴う五千万でありますか。そうすると、それにそのものになるものの計算の根拠になる数字をあげて下さい。

○政府委員(森本潔君) この数字は特別の根拠はございませう。しいて申し上げますならば、保険財政のつじつまを合わせるということでございます。この保険者負担分といたしまして、ともかく保険の財政で五億円負担増になるわけでございます。それに対して一億五千というのは三割五分で手当いたします。三割五分の増加分で、一〇%に対する三割五分の国庫負担で処理いたします。それから三億というものは借入金でまかなっております。そうすると、残るのが五千万でございますから、その五千万を特別の国庫補助として処理した、こういう意味でございます。

○坂本昭君 そうすると、せっかく三割五分国庫負担に引き上げたのだけれども、実質、この国庫負担として今の医療費の引き上げとかいうふうなものを除いて日雇健康保険に対してこれが円滑なる運営と給付内容を引き上げるために出された国庫負担は何%になりますか。

○政府委員(森本潔君) これはこの総医療費に対しますところの三割五分と

いうのがちゃんと見込んでございませう。三割五分というのの計算上出ますからそれが見込んでございませう。それ以外に今度一〇%の医療費増に伴いますところの保険者負担五億というものをどう処理するかという問題でございませう。

○坂本昭君 それは今私が少し勘違いをしておった点であります。この四十三ページの表の中にこまかい点が出ておりますが、今度改正案が、修正になりましたこの修正の一級四百八十円以上二十六円、これは計算をしてみると千分の三十八・六八だから、改正案の千分の四十四・六より下がついて、現行の千分の三十九・七にはほぼひとしくなると思いますが、この二級の四百七十九円未満に対する二十円、この場合は大体千分のどの程度の数になりますか。

○政府委員(森本潔君) 修正案によりますと、一級は料率換算千分の三十七・五、二級が千分の五十七、こういう数字でございませう。

○坂本昭君 それでは今度の改正修正に伴って予算的な措置が少し変わってきたはずであります。その点この四十三ページの表の改正の修正、これもそろばんはじいてあると思ひますから、つけ加えて四十三ページについて説明して下さい。

○説明員(加藤信太郎君) 正確な数字を手元に持っておりませんが、御指摘の保険料収入で申しますと、ここが約二億円の減収でございませうから、お手元の右から二行目の三十六年度増加額、これが約四億になります。国庫負担はほとんど変わりません。それから給付の問題は元来ふえるべきものでございませうが、このお手元の資料は二カ月の特別療養費と、分べん費の値上げを四月から予算を計上しておりますが、御審議の都合でまだ実施できませんので、この分がございませうので大体相殺されます。従いまして、保険財政をいたしましては、収入欠損が約二億でございませう、そういう状況でございませう。

○坂本昭君 そこで、この日雇健康保険の財政を見ますというのと、借入金があるか。また、これについては、利子もどうなっているか。ちょっとその点も説明していただきたいのですが、それよりも、一体どういうふうにして返済していく御計画か。このことは、国庫負担の増額と直接関係のある問題でありますから、御説明いただきたい。

○政府委員(森本潔君) この借入金の処理でございませうが、これは将来この制度をどういうようにするかという際の処理の仕方として考えることになると思ひます。この制度をどういうように改めるかという処理のいかんによりまして非常に違ってくると思うのでございませう。一例を申しますと、たとえば他の裕福な保険と一緒にするということになりますれば、これは自然に消えるかもしれません。それから、あるいはこの保険だけでやっていくということになりますと、これは保険料の増徴で処理ができぬ場合には国庫負担で処理するか、おおよそ二つ三つの方法が考えられると思ひますが、本日のと

ころはその程度のところしか申し上げられませう。

○坂本昭君 しかし、どうも裕福な金持と一緒に借金を帳消ししてもらおうとか何とか、これはどうも森本さん、自分の経験を語っているんじゃないかな。そういうことでは、国のやっている日雇健康保険の問題については、私はきわめて不当であると思ひます。むしろ国庫負担を増額することによってこれを帳消ししていくというところの方が私は筋が通っているし、正当だと思ひます。先ほどからその点についていろいろ議論をしてきたのだけれども、明確な答弁がありませんが、いわゆる、この借入金の処理について、金持の保険と一緒にしてからこれを償却するといふふうな考えをここで発言されたら、これはもうすべての健康保険の組合が、こんな日雇いなんかと一緒にするか、ということになるのは当然だと思ひます。これはそんなことでは困る。もっと別途の考えで計画を立てていただきたい。次官いかがですか。

○政府委員(安藤寛君) ただいまお話のように、それは金持の組合と一緒にしてこれを御破算しようとしたら、金持の組合の方ではいまだとも言うでしようし、その借金をきれいにしうたら一緒にしようというところも言うでしようと思ひます。従いまして、やはりこれは本筋論は、一応きれいにしう身軽になったのだから、今度一緒にしようという行き方をするのが本筋じゃないかと思ひます。もしそういうことが身ぎれいにしようというのならば、やはりほかに身ぎれいにしようがございませうので、今さらよけい増徴するといったところで事実上不可能で

ございませうから、いくところはやはり国庫だという結果になることと私は思ひます。

○坂本昭君 その隣で局長が苦笑していられたら、今の政務次官のお答えが正しいと思ひます。私は、結局そうならざるを得ないと思ひます。というのは、約百億でしよう。だから、国庫負担五割といつても五十億ですよ。そのかわり、日雇健康保険の人たちに、あなた方の病氣は守った、守ったから、しっかり働いてくれ、こういうことになるわけですよ。そういう点で、今度の国民健康保険の調整交付金を合わせて二割五分ほどこれをふやすということを総理、また厚生大臣は約束しておられます。で、これは知事会ではやはり五割なんですよ。議長会でも五割なんですよ。もう何といひますか、自民党や社会党の言っていることを飛びこえちゃっているんですよ。社会党はこの間まで四割と言っていたところが、知事会や市町村議長会では五割と言っているのです。それは追いつめられてきている。そうして農山村の、あるいは零細企業の人たちは五割の負担をしてやらぬと国民健康保険はやっていけない。そうして、これは被用者保険というけれども、日雇健康保険も同じ要素を持っています。ですから、私は、今の次官の信念をくつがえすことなく、これは邁進していただきたい。

あとでこの問題は大臣にさらにあらためてお聞きしておきたいと思ひますが、次の問題は、給付内容について。つまり、国庫負担に伴う給付内容であります。これは御承知の通り、今度修正案の中で衆議院段階におきまして非常な苦勞のもとに若干引き上げら

れてきました。また、政府原案としても、療養の給付期間を一年を二年というふうに引き上げてきています。しかし、これでもまだ、傷病手当金の二十二日という半端な数なども、これではほんとうの手当ではないと思うのです。傷病の手当もできないと思うし、療養の給付期間が二年である、二年であるということも、これは著しい差が普通の健康保険との間にあるし、また、今度傷病手当金を二十二日にしておきながら、出産手当の給付期間は二十一日ということとめてあります。これはおかしい。非常におかしい。それからまた分べん費、先ほど問題になった分べん費、これは健康保険の場合よりも分べん費が少ない。横山さんもおそらくこれについて苦情を言われると思うのですが、日雇いの場合は四千元であります。そうして被扶養者の場合は二千元であります。こういうふうな赤ちゃんを作ることにしても医療保障の差別があるということとはきわめて不当であります。さらにまた、結核や精神、これは先ほど伺った、どうもあまり統計はないじゃないかと思うのですが、日雇いの場合の結核と精神がどれくらいあるかわかっておりますか。こういう日雇いの人たちに對して結核と精神を七割の給付にするというふうなことも、これはお考えになっておられない。こうした健康並みに改善すべき点は幾つもあるのです。幾つもある。健康並みどころじゃない。国民健康並みにも引き上げてもらいたい点は幾つでもある。こういう点について、今若干指摘しましたけれども、特に結核の問題など、出産手当の問題など、先ほどから議論してきました。

たし、傷病手当金の二十二日と今の分べんの二十一日、これらについて事務局から御答弁いただきたい。
○政府委員(森本潔君) ただいま御指摘のありました通り、先ほど申しましたように、日雇健康保険の内容を健康保険並みにせよという点から見ますれば、いずれも足らぬ点ばかりでございます。今回できるだけのことをいたしたわけでございますが、なお足らぬ点は、これは全く御指摘の通りでございます。先ほど申しましたように、根本的な改正によってこれを処理するほかに考えております。

それから日雇健康保険と健康保険を比べますと非常な差があるわけでございますが、また一面、保険全体としましては、国保のこともよく頭に入れないければいかぬわけでございまして、国保におきましては、これは、御存じのように、療養給付期間は三年でありまして、本人はまだ五割給付である。全員五割給付でございます。こちらは本人十割、家族五割ということとございまして、まあ平均してみますと、どちらがいいかということになりますと、あるいは国保よりは日雇の方が給付の内容がいいとも思えるのでございします。たとえば傷病手当金を出してあるとか、それから分べん費にいたしまして、国保の実情を見ますと、やはり千円程度が多うございまして、こちらでは四千元、二千元というふうな点もございまして、日雇だけを考えますと、もともとよくせにやいかぬのでございしますが、一面国保の悪い面から比べますと、まだこちらのいい点もございします。それらを一緒に考えて、根本的な対策を練りたいということとでございます。

○委員長(吉武恵市君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉武恵市君) それでは速記を始めて。
○横山フク君 まあ前より日雇健康保険の給付内容がよくなったということはお話のようですが、しかし、今局長のお話のように、国民健康保険よりはいいということでは言えるでしょうかけれども、いいからいいというのじゃないのであって、健康保険並みというのか、全部同じ給付内容にするということが目標であると思っております。分べん料についても不平はございします。坂本さんから誘導を受けました、確かに私としては言いたくないところとございします。しかし、それはそれといたしまして、この傷病手当金の支給日数でございします。前に、出産手当は二十一日で傷病手当は十四日だったのです。それを今度傷病手当を二十一日に直したときに当然出産手当ももつと日数を一週間なり二週間なり延ばすべきであつたと思うのです。労働基準法でも産前産後四十二日間ということと認められておる、保障されておるのでございします。それを今度は出産手当の場合だけは二十一日のままとどめておいたという形はどういうところから来ているのでしょうか。

○政府委員(森本潔君) これはちょっと私から申し上げたい点でございまして、政府の原案といたしましては傷病手当金、出産手当金を通じて二十一日ということと改正して出したわけでございますが、衆議院で御修正になつたものでございまして、ちょっと私の方から意見を申し上げることはどうかと思ひますので差し控えます。
○横山フク君 私は二十一日になつたというのを伺つておるのじゃないのです。でございしますから、私ははっきり申し上げたつもりなんですけれども、十四日を二十一日に傷病手当を直したさつたのです。政府原案では、そのまゝ、二十一日のままで持つていかれたのです。そのときに傷病手当を十四日を一週間延ばして二十一日に延ばすならば、出産手当の方も一週間延ばして二十一日を二十八日に延ばすべきじゃないか。というのは労働基準法でも産前産後四十二日間保障されておるのですから、それからいってこれは二十一日で満足すべき日数ではないのです。しかも傷病手当は額からいっても対象人員からいっても相当の人員であるし、相当の額になる。ところが、出産手当の方は人員は少ないし、でございしますから、総額にしておいても少ないわけとございします。そうしたらばこそ少なくとも二十一日を二十八日なり三十五日なりに延ばすべきであつたのではないかと、このことを政府原案について伺つておるのです。

○政府委員(森本潔君) 誤解いたしておりました。従来から出産手当金とそれから傷病手当金の支給日数は同じ日数というのが建前でございまして、逐次延ばして参つたわけとございします。が、前回の、前回と申しますか、前の国会におきまして最初両方とも十四日の案が出ておりましたところ、出産手当金のみについて二十一日と延長になつたわけとございします。そこで一つ

のアンバランスができておりました、それを今回の政府提案におきましては両者あわせて同様の二十一日に直した、こういういきさつでございまして、傷病手当金を七日ふやしたからこちらも二十一日にプラスするという考へではなしに、同じ日数にする、こういうことで整理したものでございします。

○横山フク君 変なところで保険局長はアンバランスと言われるが、アンバランスをバランスに直すのはこういう問題でなくほかに幾つもあるのです。そういう点のバランスは一つもおとりにならないで、この点でバランスをとつたというのはおかしい。そういう傷病手当と出産手当の日数というものはおのずから違つておると思う。なるほど傷病手当は傷病によつては重くありますから日数の長くほしいのもございします。で、ございまして、けれども傷病手当という本質からいいたならば長期にわたつたことはないけれども、十四日が二十一日になつたということ、これはけつこうでございします。しかし、出産手当の場合には四十二日間というものは休養すべしというのが原則である。で、この原則によつて延ばす機会があつたならば延ばすのが政府としての政治だと思ふ、政策だと思ふ。それなのに前に一緒に延ばしたのを、出産手当の方だけ延ばしたので、今度傷病手当を延ばしてバランスをとつたという、そういうセンスはおかしいと思ふ。で額からいつたら大した額ではない。傷病手当を延ばすならば出産手当も延ばすのが当然じゃないかということと聞いています。

これをもう一べん角度を変えて伺い

なつたものでございまして、ちょっと私の方から意見を申し上げることはどうかと思ひますので差し控えます。

○横山フク君 私は二十一日になつたというのを伺つておるのじゃないのです。でございしますから、私ははっきり申し上げたつもりなんですけれども、十四日を二十一日に傷病手当を直したさつたのです。政府原案では、そのまゝ、二十一日のままで持つていかれたのです。そのときに傷病手当を十四日を一週間延ばして二十一日に延ばすならば、出産手当の方も一週間延ばして二十一日を二十八日に延ばすべきじゃないか。というのは労働基準法でも産前産後四十二日間保障されておるのですから、それからいってこれは二十一日で満足すべき日数ではないのです。しかも傷病手当は額からいっても対象人員からいっても相当の人員であるし、相当の額になる。ところが、出産手当の方は人員は少ないし、でございしますから、総額にしておいても少ないわけとございします。そうしたらばこそ少なくとも二十一日を二十八日なり三十五日なりに延ばすべきであつたのではないかと、このことを政府原案について伺つておるのです。

○政府委員(森本潔君) 誤解いたしておりました。従来から出産手当金とそれから傷病手当金の支給日数は同じ日数というのが建前でございまして、逐次延ばして参つたわけとございします。が、前回の、前回と申しますか、前の国会におきまして最初両方とも十四日の案が出ておりましたところ、出産手当金のみについて二十一日と延長になつたわけとございします。そこで一つ

ようという特別の措置でございますが、一応国保の線、家族の五割の線にあわせたいと思っております。いろいろ議論がございましょうと思いますが、そういうわけであります。手続の点につきましては保険課長からお答え申し上げます。

○説明員（加藤信太郎君） 手続の点でございますが、法律で御審議願いますいろいろな条件に該当するかどうかを調べる必要がございまして、手帳を交付いたしましたから、該当することが直ちにわかるものにつきましては、これは直ちに交付する予定でございまして、直ちにわからないものにつきましては、私の方で調べましてその後支給する、そういう手続をとりたいと思っております。

それからもう一つお尋ねの、この制度を施行してからなおかつ給付が受けられない者はどういふものが残るか、そういうお尋ねでございますが、これはこの制度によつてまず給付を受けられる者を御説明いたしますと、初めて日雇労働者健康保険の手帳を受ける者はこれは無条件に受けられます。それから手帳を返してから一年経過したものはこれは無条件に受けられます。そうしますと、残りましたのが、手帳を返してから一年以内のものでございまして、この一年以内のものを二つに分けて、一年以内にやめたけれども、手帳を返したときに二カ月二十八枚の受給資格を持っていた人は、たとえ、一月でも二月でも三月でもそれは特別療養費の受給票を差し上げる。しかし、一年以内に手帳を返すときにあまり張つてない人があるわけだと申しますのは、日雇労働者が本業じゃ

なくて、たまたま適用事業所に行つた人も現在の制度の建前では手帳をもらわなければならぬことになっておりますから、その人々はおそらく私どもの推定では本業でない、この人たちは差し上げない。もう一つ穴があきますのが、現に日雇労働者として長く働いておる、六カ月七十八枚から二カ月二十八枚の条件は満たして、そこが極端な場合には半年とか一年とか入院される場合がございまして、その場合に入院した疾病については見てもらえる。それからそれに付随する疾病も見てもらえる。ところが全然新規なものにつきましては、これは二カ月二十八枚なり六カ月七十八枚の要件を満たさないと見てもらえない。それからその間に家族が病気になることも見てもらえない。私どもの推定では六カ月七十八枚というのは通常二十日働きますと四カ月で満たされるわけですから、従つて、二カ月をこえる病気をし

て入院された場合には、おそらくこの条件は満たせなくなる。この場合には国民健康保険法と日雇健康保険法の調整、で二カ月二十八枚働いて見込みがなるときには国民健康保険法の適用を受けることに可能にしてありますから、その方で処理したい、さように考えております。

○坂本昭君 これは実施の面にあつて多分いろいろな問題点が出てくるだろうと思つてあります。どういふ問題点が出てくるか、私は詳細にわたつては予期することはできない。しかし、願わくば、この特別療養費の制度は去年以来一番苦心をなすつた点だといふことは私も認めるのであつて、かつ、

日雇健康保険法の対象の人たちがやはり一番期待を持つておつたことには間違いない。従つて、あなたの方で、先ほども今も触れておられましたけれども、本人が医者にかかつておる場合に、たとえば耳鼻科の病気がかかつておつた場合には外科とか内科の病気がかかることができない、あるいは家族の人がかかることができない。これは衆議院の方の附帯決議でもつて、こういうきわめて小さい、こまかいことですが、深刻な問題ですね、こういう附帯決議が出されてきた。私はこういう問題が行政措置でできないといふことがむしろおかしいと思つております。なぜか、こういうことが行政措置でできないのならば、今行政措置でできないならば、今の療養費の問題あたり

ずいぶん幾つかこれからの問題が出てくるかわかりませんが、行政措置でやつていくことができない点がたくさん出てくるのではないか、そういう点で心配するのですが、その点はどうですか。

○政府委員（森本潔君） この法律に書いてある事項で処理できないものをある程度行政措置でやることも考えられると思つてあります。たとえば関連する疾病でありますとか付随する疾病とかいふものの認定の問題でございまして、これは相当弾力性がございまして、できるだけ便宜をはかることが適当と考へます。しかしながら、その範囲を出ますと、これはやはり法律の制度上の問題になつて参ります。二カ月二十八枚という保険料を納めて初めて被保険者の資格が得るといふ制度の根本に触れて参るわけではござい

まして、その辺になりますと、やはり行政運営では無理になつて参ると思つてございまして。でございまして、われわれとしましてはできるだけ適用に對しまして被保険者の便宜をはかる必要はございまして。もちろんさういたすつもりでございまして、やはりそこには制度上の一つの踏み切れない点もあるといふこともやむを得ないと思つてございまして。

○坂本昭君 今の御答弁にははなはだ不満な点があるので、今後はそういう具体的な事例についてはわれわれとしては一々取り上げて、そうしてこの本法、特に日雇健康保険法が、先ほど一番最初に申し上げた通り、低所得者対策の重大なる被用者保険であるという点から、私たちは、あなたの方が行政措置でできないというならば一々その法律に変わる一つ行政措置の指針として当委員会でもきめていただくというつもりでおります。

なお、今も制度上の問題ということが出て参りましたが、この日雇健康保険の制度を、これをわれわれは一般健康保険に統合して、被用者保険として体をなしてきた、従つてまた、健康保険並みにレベルを引き上げていきたい、そういう強い要望を持っておる。ところが、最近厚生省では、むしろこれを国民健康保険に吸収したらよろしいではないか、そういう議論が出ておるといふことをちょっと聞いたのであります。その点はどういふふうなお考へ、将来の方針を持っておるかを伺つておきたい。

○政府委員（森本潔君） ただいまの研究の段階におきましては、実はいろいろな議論がございまして。単に日雇い

○坂本昭君 どうも、ただいろいろな議論が出ておるだけではしようがないので、この間、年金問題との関連で、これについて国民の世論に従つてやつてもらいたい、大体法律に従つて皆さん政治をするのでなくて、行政をするのでなくて、大体国民の世論に従つてやるのがこれが正しい態度であつて、今のうちに、いろいろな議論があるという學者みたいなことを言つておつたのでは、それは森本教授ならばいいかもしれないけれども、森本局長としての言葉だとは思われません。この際われわれとしては、やはりこれは被用者保険として健康保険の中に正當なる地位を占めるようにわれわれは行政的に努力していただきたい。また、それをわれわれとしては立法化していきたいといふことだけをまず申し上げておきたいと思つております。

それから次に問題は、例の擬制適用の問題です。これは去年以来たびたび繰り返して議論をした点であります。私は、この国民皆保険が実現したこの際であるので、擬制適用の制度の問題についてこれをはっきりとしためどの上に立てていただきたい。これは聞くところによると、厚生省は擬制適用

制度を廃止して国民健康保険に吸収を
したい、そういうふうな意見もあると
いうことですが、今の局長の意見を聞
くと、いろいろ意見はあるということ
だから、この点については多分何も国
保にしようという積極的な意見ではな
かろうと思うのですが、一応これは確
かめておきたい。

○政府委員(森本潔君) 現在擬制適用
という制度をとっておりますが、――
制度と申しますか、運用をいたしてお
りますが、これにも御指摘のようにい
ろいろ問題がございます。先ほど申し
ましたように、日雇いの制度の根本的
な問題、それから他の制度との総合調
整をこの際に十分検討いたしまして処
理いたしたいと考えます。

○坂本昭君 それは十分検討するのは
いいんですが、これは扱い方によっ
てはなはだ心配な点があるもので、ど
ういう方向にあつた方としては検討
し、これを合理化しようとしておられ
るか、その意向を聞きたいのです。

○政府委員(森本潔君) さっそくお答
えをしなければいかぬのでございます
が、まだその取り扱いについて明確な
結論を出しておりませんので、なお検
討してからお答えいたしたいと思いま
す。

○坂本昭君 この問題については、私
たち社会党は、労働組合を結成した場
合には厚生大臣の認可によって被保険
者としての特例を作ってもらいたいとい
うことは、すでに先般この委員会でも
八木議員から提案理由の説明をされた
場合に触れておりますが、こうした擬
制適用の問題についてこれを強制適用
する、そういうための一つの法律改正
の手がかりとして、労働組合を結成し

た場合に厚生大臣の認可によってこれ
を合法化する、こういう処置をとるこ
とは私は十分可能であると思う。いか
がですか。

○政府委員(森本潔君) 確かに社会党
の案ではそういう考え方が出ておりま
すが、やはりこれは相当検討せねばい
かぬと思うのであります。被用者保険
であるにもかかわらず、被保険者自身
が事業主がございせんから、自分自
身で保険料を負担しているというのが
現実の姿であります。はたしてこうい
うものが被用者保険の実態を持ってい
るかどうか、こういう点になって参り
ますと、これは非常に問題があると思
うのです。まだ結論は出ておりませ
んが、これは相当問題がございまし
て、なお詰めて検討したいと思いま
す。

○坂本昭君 大体歴史的にいつても、
擬制適用の問題がいわゆる建設労働者
の人たちからこの日雇健康保険の問題
が出てきたことは、局長も御存じだろ
うし、それから次長は多年この問題に
専念してきた方ですから十分御承知だ
ろうと思うのです。いやしくも労働者
であるところの建設労働者その他日雇
労働者、特に今、問題になるのは建設
労働者の場合が多いと思う。そういう
人たちの問題が多年にわたつて合理的
な解決がでないというところは、これ
は非常に私は厚生当局としては怠慢だ
と言わざるを得ない。これを一挙に解
決するためにこれを国民健康保険に
やつてしまつた方がよいというのでも、
これはわれわれとしては許すことはで
きません。しかし、いやしくも労働者
として被用者保険の中に入つて、そう
して被用者保険が今日健康保険の一応

筋道である。さらにこの所得増計画
の中でも、池田総理も、農民がだんだ
ん減っていく、おそらくまた農民も減
るし、農業基本法の中では、このい
わゆる農民労働者もふえるだろうと
いうような意見も言われている。私は
そうすると国民健康保険の対象は今で
こそ四千九百万であるけれども、これ
は私はまた減るのじゃないか。諸外国
の例を見ても被用者保険の対象がどん
どんふえていくのが、これが世界の傾
向であります。そういう点で、この擬
制適用の問題について今つまらぬ結論
を出すよりは、十分検討をする、去年
この二カ月待期の問題については、非
常に時間も迫つて一年で実施が一応と
にかく一つの形ができましたが、擬制
適用の問題についてどうですか、次期
国会までどうしようというのはいさし早
いかもしれぬが、ある程度のめどを一
つ出していただきたい。局長、いかが
ですか。

○政府委員(森本潔君) きょうこの問
題だけについてお答えするのは実は適
当でないと思うのでございまして、先
ほど来申しておりますように、大きな
社会保険全体の取り扱いを検討いたし
ておりますので、その一環としてそれ
ができる時期には結論を出したい、こ
ういうふうな考えを申しておりますので、今
ちょっと申し上げかねる次第でござい
ます。

○坂本昭君 今の擬制適用の問題に関
連しまして、日雇健康保険法の第二条
の二項に「事務の一部は、政令の定め
るところにより、都道府県知事又は市
町村長に行わせることができる。」と、
こういう項目があります。ところが、

擬制適用の場合については、こういう取
り扱いを特別に禁止しようとする動き
があるように聞いております。そういう
うお考えがあるのかないかということ、
たとえば事例としては福島県でそうい
う事例を私は報告を受けております。
で、これらのことは一般には早く指定
市町村の早期指定をやつてもらつて、
ここで現金給付も受けれるようにして
もらいたい、そういう切実な希望があ
る際にもかかわらず、むしろこの二条
二項の適用を擬制適用の場合には禁止
しよう、こういう事実にはなはだ私は
一般の希望に反するものではないかと
思うのです。この点、どういう見解を
持つておられますか。

○政府委員(森本潔君) 現在この擬制
適用を例外的に実施しておるわけでご
ざいます。その条件に合致するもの
につきましても、これを特に押える
とか、そういう考えはございせん。少
なくとも現在認めておりますものと
同じものにつきましても同じように処
理すると、こういう方針でございま
して、特別な考えはございせん。

○坂本昭君 特別な考えはないとい
うことは、特別に差別待遇をして――
よくも扱わなければ悪くも扱わないとい
う意味だと思ふのだけれども、大体第
二条の二項で特別の市町村長に行なわ
せることができるということは、たと
えば擬制適用の対象になるような人が
三十人なり五十人なりおる。そうして
そういう人たちが特別の市町村長を通
じて取り扱いを受けた、そういう場
合は、これはいわば被保険者の便利の
ためにこの二条二項というものは私は
設けられたものだと思ふのです。だか
らこういうものを特別として扱わない

というのとは不当であると思う。もう一
べん明快な説明をして下さい。
○説明員(加藤信太郎君) 局長の説明
を補足してお答え申し上げます。
擬制適用の場合には、適用事業所と
してその擬制の組合は扱ふわけでござ
います。これは実際問題といたしま
して、出張所の所在地に近いところにあ
ること、それから扱いがきつめて困難で
あるというところから、事実問題として指
定市町村に扱わせる場合はほとんどな
いわけでございまして、もしも相当な
数でありまして扱いが可能ならば、こ
れは私どもも拒否するわけじゃござい
ませんが、事実問題として実は私ども
の出先でも、擬制適用につきましても
その扱いに非常に困難をきわめておる
状況でございまして、まあ坂本先生はよ
く御存じでございますが、われわれの
家庭に大工さんを一々頼んだのを事実
上われわれは申告いたしませんし、ま
た、法律でこれを申告させることは不
可能でございまして、そこで便宜適用事
業所の事業主のように擬制組合をその
対象にしてゐるわけでございまして、
擬制組合の当事者といえども事実上各
組合員に毎日ついて歩いてその稼動状
況を調べることは不可能でございま
すから、その扱いはとく乱に流れがち
でございまして、そこで私どもはこれ
をいかにして日雇健康保険法の法規の精
神に照らして適正に行なうかというこ
とで、非常に苦勞しておるわけでござ
いますので、そういう意味では、必ず同
じようにいたします、それでは山の中
の市町村にそれを作つたからすぐやれ
とおっしゃつても、すぐにはできかね
ますが、できるだけ実情に即して処理

いたしたい、さように考えております。

○坂本昭君 福島県の場合は、今福島県の例、これはたしか五十名以上というふう聞いておりますが、この実例についてはどういふ態度をとっておられるのですか。

○説明員(加藤信太郎君) 福島県の例は、私まだ十分調査しておりませんので、調べましてから御返事申し上げます。

○坂本昭君 次の問題は、この日雇健康保険の被用者保険としての完全性を作っていく中で、去年以来問題となっているのは年金の問題であります。厚生年金の適用の問題であります。これは厚生省としては建設労働者、日雇労働者、これらの人に対してはどういう態度をとっておられ、その結果はどうなっておりますか。

○政府委員(森本潔君) ちょっとお答え、質問の趣旨にそれるかもしれないが、御存じのように、日雇労働者は厚生年金は対象にしておりぬわけでありまして、国民年金の立場をとっているわけでございます。それでただいまのところ、どういふ指導をしておるか、どうするかというところかと思ひますが、一応現在の段階におきましては、厚生年金へ入れることは困難であるという気持でおります。

○坂本昭君 そうすると、普通の健康保険の対象の人は、厚生年金の対象として扱われているが、この日雇健康保険の対象については、保険当局としては厚生年金の対象者外として扱っている。だから当然国民年金の対象になるでしょう、そういうことなんですか、ずいぶんしかし冷淡だこれは、

しかし、僕は被用者保険である日雇健康保険については、相当な問題であると思ひますね。

なお、その次の問題、一つ伺います。それは日雇健康保険にいろいろな手続が非常に複雑であるために、診療所においてもいろいろなわからない点がある。たとえば具体的な例をあげますと、初診料とか入院料とか、こういうものを、健康保険と日雇健康保険とごっちゃにしてしまっているわけですね。初診料の場合だと、健康保険は百円まで自己負担、ところが日雇健康保険の場合は五十円まで、入院料も健康保険の場合は最初の一月一日三十円、日雇健康保険ではそういう制度はない、ところが、その辺がどうも診療所のお医者さんたちに十分徹底してないために、窓口で間違いを起したり事務的な間違いを起したりする。あなたたちの方からいへば、それは勉強不足だと言われるかもしれないけれども、これは私はもつと親切に、医者の側からいへば日雇いも、健康保険もなかなか区別のつかぬことが多いのですよ、そういうふうな親切な行政指導というものは欠けているのじゃないか、その点いかがですか、また今後どうされますか。

○政府委員(森本潔君) これはお話の通り、日雇いの被保険者に対しては一部負担が初診料等につきまして優遇されておるわけでございます。こういう特典が法律ではっきりあります以上、これは医療機関に対して十分周知させることが一つと、それからもう一つは被保険者の方におかれましては自分の権利でございますから、損をしないように一つやっていたかく、申し出てもらう、医療機関とそれから被保険者双方に対して不十分な点を十分一つ徹底するようにいたしたいと思ひます。

○坂本昭君 従来保険局のそういう行政指導はあまり十分じゃありません。それは私自身ある時期に国民健康保険の普及のために努力したことがありますが、そういう間におきましては保険局当局が一般に対する普及あるいは教育の面においてはぜひ欠けていた面があると思う。そういう点はむしろ予算を組んでも、積極的にいかにやるのが至当だと思ひます。

なお同じことなんですけれども、日雇健康保険に入るべきであるにもかかわらず、そういう事情がわからないために入らないで国民健康保険に入っている人も非常に多いのであります。こういう点もあなたの方の指導が十分でない、むしろわれわれの方から見ると、あなたの方では日雇いというのはとにかくめんどくさい、しょっちゅうややこしいことを言われるから、むしろ国保に入ってもらった方がいいのだ、そういうふうな行政指導をしているのではないかと思う。そういうこと、一端として一つ申し上げたいことは、一体日雇健康保険においては保養施設があるかということ。先ほど藤田さんから健康保険の連合会についていろいろ質問がありました、一般の健康保険等に組合管理については休養施設、保養施設がたくさんできている。日雇健康保険について保養施設は作ってありますか。

○政府委員(森本潔君) まず保養所でございますが、これはございません。それから診療所というものは、これは場所が移動いたします関係上、固定したものではないに、巡回診療車、こういうものを政府管理で、政府におきまして作って配布いたしております。いずれももっとたくさんあったらいいのですが、財政上の点でこれだけでございます。

○坂本昭君 しかし、これはもう日雇いの人たちが百万になるし、そうして日雇いの人たちが労働組合を作っていることも御承知と思ひます。そして日雇いの労働組合の人たちには、率直に言つて、過去においてなかなかかりっぱなしで、引き揚げてきてから日雇いの生活をせざるを得ないというふうな人々もいるわけでありまして。私も高知のいなかで、たとえばキリスト教の牧師をやりがら日雇いをやっているとか、そういう変わった人々も知っているとあります。そうしてこの全国に約百万人いる人たちが、日雇いと云つて人間だし、だんだん賃金を上げてもらへば、彼らだってレジャーを楽しみたいのであります。従つて、そういうために保養施設を作つた方がいいじゃないか。国の責任で作つたつてちつともかまわない。これは事務当局としていかがですか。これはもう作る意思はございませんか。

○政府委員(森本潔君) これはやはり御指摘のように、そういう施設があるのが望ましいのでございます。従来できておらなかつたのは、これはただひとえに財政上の問題でございまして、先ほど来議論になつておりますように、国庫負担率を引き上げるとか、あるいは給付の内容をよくするとかというふうな問題と関連いたしまして、財政の健全化をはかりますと同時に、そ

所が移動いたします関係上、固定したものではないに、巡回診療車、こういうものを政府管理で、政府におきまして作って配布いたしております。いずれももっとたくさんあったらいいのですが、財政上の点でこれだけでございます。

○坂本昭君 しかし、これはもう日雇いの人たちが百万になるし、そうして日雇いの人たちが労働組合を作っていることも御承知と思ひます。そして日雇いの労働組合の人たちには、率直に言つて、過去においてなかなかかりっぱなしで、引き揚げてきてから日雇いの生活をせざるを得ないというふうな人々もいるわけでありまして。私も高知のいなかで、たとえばキリスト教の牧師をやりがら日雇いをやっているとか、そういう変わった人々も知っているとあります。そうしてこの全国に約百万人いる人たちが、日雇いと云つて人間だし、だんだん賃金を上げてもらへば、彼らだってレジャーを楽しみたいのであります。従つて、そういうために保養施設を作つた方がいいじゃないか。国の責任で作つたつてちつともかまわない。これは事務当局としていかがですか。これはもう作る意思はございませんか。

○政府委員(森本潔君) これはやはり御指摘のように、そういう施設があるのが望ましいのでございます。従来できておらなかつたのは、これはただひとえに財政上の問題でございまして、先ほど来議論になつておりますように、国庫負担率を引き上げるとか、あるいは給付の内容をよくするとかというふうな問題と関連いたしまして、財政の健全化をはかりますと同時に、そ

の際にこういう施設も整備していくことを考えております。

○坂本昭君 それでは、大臣が来られましたから、大臣に一つ伺いたいと思ひるのであります。

この日雇健康保険の問題は、大臣は今度初めてかなりしつこい議論をお聞きになると思うのですが、この委員会で去年から相当これはしつこくやつたのであります。そのしつこくやつた理由は、日雇健康保険というものは、これは、労働力を持ち、また、働らいていて人、しかもその賃金が非常に少なく、いわばボーダーラインの人、そうしてきょう統計を求めたところが、厚生省の出された統計では、日雇健康保険の中で生活保護を受けている人は三分の一、いろいろ補助の内容によるのですが、一割くらい——これは私は全然違ふ統計だと思ひます。日雇いで働いている人々の中には四分の一以上が生活保護の何らかの形の援助を受けているのです。たとえば健康保険にしても、今度の改正で最初にかゝ二十八日分払わなくても一応入ることになった。特別の療養費の制度ができて入るようになりました。しかし、本人は半額でございまして、それから家族の人たちも半額であるし、あるいは傷病手当金の日でもわずかに二十二日になったのであつて、非常に給付内容が悪い。さらに、これは今度の改正、さらに修正によつて、一般の人は掛金の率は千分の三十七・五であり、二級の人々は千分の五十七・五であります。千分の五十七・五といふのは、御承知の通り、四百八十円未満の人であります。四百八十円未満という、この未満という中には二百四

の指摘している明暗二相の二重構造をなくするために、所得の再分配をやっていくことが社会保障の大きな目的ならば、被用者保険の中で、この日雇健康保険の人たちに対して国民の大きな所得を分配してやるということ、これは大事な目標はないと思う。ことにこれは生活保護の人じゃない。みんな手に職を持ち、そして二十一・五日かなんばか働いている人。しかも働いている人が一番困るのは、病気になるて倒れたときの話であります。だから、その病氣に対しては、後顧の憂いのないように全面的に見てやるというのが正しい行き方ではないか。それが三割からやっと三割五分の国庫負担になって、まあこれは一歩前進だと言うけれども、私は一歩だとは思いませんよ。私はこれは○・一歩くらいであって、とうてい今日のこの大事な時点におい

に、日雇健保の關係は、保険の経済的基礎がきわめて弱いのであります。そういうわけでありまして、このきょうの各種の保険の中でも一番これは公の力を注がなければならぬ、そうして補われなければならぬ問題だと思ふのであります。で国庫負担なども、できるだけこれはたくさんしたいものだと思うのであります。いつときにかかぬものでありますから、徐々に段階的にいつているのが現状でありますけれども、それにしまして、今度、他の国保だつて保険経済はつらいのでありますけれども、負担率を上げないところに、わずかにせよ日雇健保の方は負担率を上げた、こういうこともとにかく問題の認識が背景にあるからであります、これから先やはり立っていきけるかいけないかわからぬこの日雇健保を、国の力をもつてりっぱにやっ

○坂本昭君 去年以来当局がこの日雇
健保の改正に種々努力をされたその努
力のほどは私も認めたいと思うので
す。たとえばその中で、国民皆保険が
できるのかかわらず、二十八枚の印
紙を張らないと保険の対象にならない
というふうな矛盾がこの特別療養費制
度の中で一応解決とは言いませんが、
一応何とか治療を受けれるようになっ

律が、改正の仕方が足りぬからいかぬのだというふうなお説も省内にあるかもしれないが、私はこの日雇健康保険の特性から言つて、行政措置で解決のできるものは、善意を持って、少なくとも働いている人たちのためになるように解決をしていただきたい。私はそういう行政措置をとり得る余地は十分にあると思うのであります。

ますが、私はそういう点で十分あたったかい行政措置をやっていたきたい。そのことを先ほど衆議論を通じてどうもまだこのいわゆる保険官僚臭というものが強いのではないかという印象を受けましたので、この際大臣から、行政措置でできるものはする、しかもその方向は労働者自身が健康

○国務大臣(古井喜實君) 私もこの手続、規定など一々知りませんけれども、考え方としては、扱ふ現行法の運用の上において扱ひ得る最高限度まで、わかつた運用をするようにしたいものだと思っております。できるだけそういう方向で運用を最大限度したいものだ、こう思います。

設業者の人たちは、いわゆる一人親方の制度の中で生きてきているわけです。これらの人たちがれっきとした労働者であることについては間違いない。で、こういう人たちが数年前に主力になって、この日雇健康保険の制度というものを実は作っていたわけであります。ところが、その一人親方というものの扱いに当局としては非常に

という考えを持っておられます。ところが、従来までは一人親方をどう扱うかということで苦心をして、この擬制適用制度というものを作ってきたわけがあります。で、私はきょうの議論を聞いておりますというところ、擬制適用をはっきりした形にせいと、あまり押しおけるといふと、そんならもうこれは

党からは、組合を結成した場合に大臣がこれを認可をすれば、強制適用の中に入れることができるというふうにわれわれとしては立法化をして提案をしたが、これについては事務当局は疑問である、否定的な見解でありましたが、それはそうとして、擬制適用の解決の問題について、これを前向き形で解決をしていただきたい。これにつ

一つこれは至急御検討いただきたい。
この二つの点を最後に伺っておきたい
と思います。

○**國務大臣(古井喜實君)** 技術的にむ
ずかしい点もあるいはあるのかもしれない
ませんが、その辺はよく検討してみ
まして、おっしゃるように、御趣旨を
よく伺つて、前向きの意味で、技術的

の点などをよく聞いてみたり検討してみても考えてみたいと思います。

○委員長(吉武恵市君) 速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) それでは速記を始め。

ほかに御質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べをお願いします。――別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものとして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないものと認めます。

これにて採決に入ります。日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本法律案は、内閣から提出され、衆議院で修正されました。従って、修正された衆議院送付案が原案でございます。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致を

もって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○横山フク君 私はこの際、ただいま可決されました法律案につきまして附帯決議の動議を提出いたします。附帯決議の案文を朗読いたします。

「日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議

一、日雇労働者健康保険法の一部改正にあたり出産手当金の支給日数を据置いたことは妥当を欠くものであり、政府は母体保護の立場から速かに支給日数の引上げを行なう措置をとるべきである。

二、今回創設された特別療養費制度についてはまだ不十分な点が多いので速かに改善するよう検討すべきである。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(吉武恵市君) ただいま横山委員から提出の附帯決議の動議を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないものと認めます。

それでは横山委員提出の附帯決議案を議題といたします。横山委員提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よって横山委員提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。この際、古井厚生大臣より発言を求められております。これを許可いたします。

○国務大臣(古井喜實君) ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して善処をいたしたいと存じます。

○委員長(吉武恵市君) なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。
午後六時四十六分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月三日)